

石川県包括外部監査報告書

平成 25 年 3 月

石川県包括外部監査人

山 本 博

環境行政に関する財務事務の執行及び事業 の管理について

目 次

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 監査の対象	1
5. 監査の方法及び手続	2
6. 監査の対象期間	2
7. 監査の実施期間	2
8. 包括外部監査人及び監査補助者	2
9. 利害関係	3
10. その他	3

第2章 監査の視点

第3章 環境行政に関する補助金等（概要及び監査結果）

I 概要

1. 石川県の環境行政	5
2. 環境部について	
(1) 環境部の組織	11
(2) 環境部予算の推移	12

3. 環境行政の監査対象事業	13
----------------------	----

II 監査結果

<環境保全事業の監査>

1. 生活環境の保全	19
2. 循環型社会の形成	23
3. 自然と人との共生	34
4. 地球環境の保全	41
5. 質の高い環境の形成に関する産業活動の推進	43
6. 環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用	45

<出先機関の監査>

1. 石川県保健環境センター	52
2. 白山自然保護センター	58

第4章 環境行政に関する出資団体（概要及び監査結果）

1. 財団法人 石川県下水道公社	62
------------------------	----

参考 指摘事項及び意見の一覧	70
----------------------	----

第1章 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「環境行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について」

3. 特定の事件を選定した理由

今日の環境問題は、従来の大気、水、廃棄物に加えて、地球温暖化や生物多様性の減少といった地球規模の環境問題に取り組むことを要求している。

特に地球温暖化対策は待ったなしの状況であり、先進国、後進国を問わず取り組むべき重要課題である。しかしながら、各国の利害が対立し今後の世界が共同して温暖化対策に取り組んでいくことが危ぶまれる状況にあることも事実といえる。その中で日本は平成23年度南アフリカ・ダーバン会議（COP17）で、京都議定書の延長協議書に不参加の方針を表明し、法的ルールとしての削減義務は受け入れず、自主目標とすることとしたが未だに数値目標は示していない。

このような中で、石川県の環境行政が、県民生活を守るため予算執行において適正かつ効率的に行われているかどうかは、県民の深く関心を寄せるところであると考え、本事件を選定することとした。

4. 監査の対象

(1) 環境行政に関する補助金、委託料、貸付金、直接執行业業（以下、補助金等という）

(2) 環境行政に関する出資団体
財団法人 石川県下水道公社

5. 監査の方法及び手続

(1) 監査の方法

環境行政に関する財務事務の執行及び事業の管理が、関係法令及び内部規則に従って適正に実施されているかどうか、また、経済的かつ有効的、効率的に実施されているかどうかについて主眼を置き、関係帳簿書類の閲覧、分析及び質問等により必要と認める監査手続を実施した。

(2) 主な監査手続

- ①環境行政に関する補助金等、環境行政に関する出資団体について、概要の聴取及び質問書に対する回答の内容分析
- ②環境行政に関する補助金等、環境行政に関する出資団体について、関係帳簿及び書類の閲覧・照合等
- ③その他必要と認めた監査手続

6. 監査の対象期間

平成23年度、ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

7. 監査の実施期間

平成24年7月1日から平成25年3月11日

8. 包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人	公認会計士	山本 博
補 助 者	公認会計士	塚崎俊博
	公認会計士	西村一伸
	公認会計士	蔵島大造
	公認会計士	森 一朗
	税 理 士	玉井宏幸
	税 理 士	宮川知生

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. その他

(1) 語句の説明

「指摘事項」・・・一連の事務手続き等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項について記載している。

「意見」・・・一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化等に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項について記載している。

(2) 計算数値

本報告書の各表に表示されている数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計と一致しない場合がある。

第2章 監査の視点

監査は、環境行政に関する補助金等、環境行政に関する出資団体を監査対象として実施した。

環境行政に関する補助金等では、事業目的・事業内容等のほか、事業の成果・費用対効果及び今後の見直し等の状況について資料を提出してもらい監査を行った。監査の視点としては、補助金等の実績報告の適切性と補助事業の効果測定の観点から監査を行っている。

効果の測定について、行政は住民からの負託を受けて様々の行政サービスを提供するが、それが真に有効かを検証するためには効果の測定が重要である。地方自治法第233条第5項に「普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。」と、主要な政策に対して成果報告が求められている。すなわち、単に事業を執行するだけでなく、予算投入によりどれだけの効果が達成されたかを測定することにより、「経済性」（より少ない予算で目標を達成する）・「効率性」（同じ予算でもより高い成果を達成する）・「有効性」（意図した目的を達成する）が明らかとなり、今後の改善につながる。

環境行政に関する出資団体では、指定管理者としての業務評価重視の観点から監査を行った。

第3章 環境行政に関する補助金等（概要及び監査結果）

I 概要

1. 石川県の環境行政

(1) 「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の制定

地球温暖化問題、循環型社会の構築等、今直面している環境課題は、生産から流通、消費、廃棄にいたる社会経済活動や日常生活など人間社会のあらゆる活動に起因するものであり、すべての主体の一致した行動と多様な手法による対応とが求められている。

こういった課題に総合的に対応するため、石川県では、それまであった環境関連の10条例等を統合・整理し、そこに新たな事項を盛り込んで構成した「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」を、平成16年4月1日に施行した。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が県民の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできないものであることにかんがみ、地域の歴史的文化的な特性を生かしながら、持続可能な社会を構築し、自然と人との共生が将来にわたって確保され、広く県民がその恵みを享受するとともに、将来の県民に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

3 環境の保全は、環境に関する知識、知恵、情報等を結集して行われなければならない。

(施策の在り方に係る基本方針)

第11条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されるとともに、廃棄物処理対策が促進されること。

二 自然と人との共生が将来にわたって確保されるよう、生物の多様性の確保及び自然とのふれあいの推進が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 持続可能な社会が形成されるよう、温室効果ガスの排出抑制、資源の循環的な利用等環境に配慮した産業活動及び日常生活が促進されること。

(2) 「石川県環境総合計画」の策定

「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」第21条では、「知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する総合的な計画を定めなければならない」と規定されている。この規定に基づき、条例の基本理念・基本方針を具体化する行動計画として「石川県環境総合計画」が平成17年3月に策定された。

当該計画の計画期間は平成17年度から平成22年度であり、県では、平成22年度から次期計画の策定作業に着手していたが、計画の中心的な課題である地球温暖化対策について、温室効果ガスの削減に向けた2013年以降の国際的な在り方に係る議論や、東日本大震災の影響による国のエネルギー・環境政策の在り方などを見極める必要が生じたことから、次期計画の策定を見送っており、従前の基本方針に基づき、各種環境施策を展開している。

(3) 各分野における施策の基本的な方向性

1. 生活環境の保全

私たちの生活基盤である、健全で恵み豊かな水環境、大気環境、土壌環境を守り育てること及び環境美化、修景、景観形成といった潤い豊かな生活環境づくりに関すること。

石川県は、豊かな水と良好な大気に恵まれ、地域ごとに歴史的文化的な景観も残っており、これらの生活環境は将来世代に引き継ぐべき貴重な財産となっている。しかしながら、森林の手入れ不足等による水源かん養機能の低下や閉鎖性水域での水質汚濁など健全な水環境を維持していくうえでの課題、大気汚染防止、悪臭防止、騒音対策など大気に関する課題、土壌環境に関する課題、化学物質による環境汚染の未然防止やごみの散乱防止、開発行為による環境影響を最小限にするといった課題がある。

こうした現状と課題を踏まえ、以下のテーマを設定して「健全で恵み豊かな水環境、大気環境、土壌環境等うるおい豊かな生活環境を守り育てる」ことに取り組む。

(1) 流域全体として捉えた水環境の保全

① 健全な水循環の保持

- ② 良好で安全な水質の保全
- ③ 水辺環境の保全
- (2) 大気（悪臭、騒音等を含む）、土壌
- (3) 化学物質関係
- (4) 環境美化、修景、景観形成
- (5) 開発行為に係る環境配慮

2. 循環型社会の形成

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を出来る限り少なくした社会の構築を目指すため、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rが推進される循環型社会への転換に関すること。

廃棄物の排出量は減少傾向になく、また、再資源化もなかなか進まない状況にあり、廃棄物の排出抑制と循環的利用の促進が課題になっている。

今後は全ての消費者や事業者が、自ら排出量を削減したり、製品を出来る限り長く利用したり、副産物等を新たな原材料として再生利用したりすることが求められている。

その上で、現状の技術をもってしても循環資源として利用できない性状のものだけを、適正に埋立処分して管理していくことが必要である。また、廃棄物の不法投棄、野外焼却、不適正保管などの不適正処理の防止策の強化や原状回復の仕組みづくりが課題となっている。

こうした現状と課題を踏まえ、以下のテーマを設定して「資源循環の枠組みを構築し、潤いのある循環型社会づくりに努める」ことに取り組む。

- (1) 廃棄物等の排出抑制
- (2) 循環資源の再使用、再生利用・熱回収
- (3) 適正な処分
- (4) 不適正処理の防止

3. 自然と人との共生

私たちの生活の基盤であり、県民共有の貴重な財産である自然環境の保全や自然に配慮した行動をとることができる人の育成など、自然と人との共生に関すること。

石川県は、日本海から高山植物が生育する白山まで、多様性に富ん

だ豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然は将来世代に引き継ぐべき貴重な財産である。

しかしながら、開発や里山の荒廃などによる希少な動植物の生息地や個体数の減少、生物多様性の低下、野生鳥獣や外来種による農林水産業や人身被害の増大など、自然と人とのよりよい関係を維持していくうえで解決すべき課題が多くある。

また、自然に対する関心や理解を高めるため、子供をはじめ県民の自然とのふれあいの機会を増やすことも重要である。

こうした現状と課題を踏まえ、以下のテーマを設定して「自然と人との共生する社会づくり」に取り組む。

- (1) 地域の特性に応じた自然環境の保全
- (2) 生物多様性の確保
- (3) 野生鳥獣の保護管理の推進
- (4) 自然とのふれあいの推進

4. 地球環境の保全

私たちの生存基盤である、恵み豊かな環境を大きく損なう可能性があると同時に、極めて身近な環境問題でもあり、あらゆる主体の取り組みを結集して解決していくべき地球温暖化の防止に向けた取り組みや、地球温暖化以外の地球環境問題にかかる国際環境協力に関すること。

石川県における二酸化炭素の排出量は、県民1人当たりの排出量としては全国平均を下回っているものの、全国と同様に増加傾向にある。

これまでも、環境マネジメントシステムへの取り組みや新エネルギーの導入など県民、事業者、行政それぞれの立場で二酸化炭素の排出抑制に向けた努力が積み重ねられているが、これらの取り組みを一層、県内全域に普及していくとともに、エネルギー消費効率のさらなる向上や省エネ型製品の積極的導入など多様な取り組みを展開していく必要がある。また、二酸化炭素の吸収・固定に向けた取り組みとして森林の適正管理や緑化を推進していく必要がある。

こうした現状と課題を踏まえ、以下のテーマを設定して「地球温暖化防止と国際環境協力による健全で恵み豊かな環境を維持する」ことに取り組む。

- (1) 地球温暖化防止
 - ① 県民、事業者等による二酸化炭素の排出抑制

- ② 県庁による二酸化炭素の排出抑制
 - ③ 緑化・森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定
- (2) 地球環境の保全に向けた国際環境協力の推進

5. 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進

環境と経済との間に、環境を良くすることが経済を発展させ、経済を活性化することによって環境もよくなっていくような関係を築いていくための、1次、2次、3次全ての産業活動の取り組みに関すること。

石川県には、環境ビジネスに結びつくすぐれた環境があり、また、環境マネジメント活動に取り組む事業者が多く存在するなど環境ビジネスが発展する潜在力があると考えられる。さらに、エコ農業者の増大やグリーン・ツーリズム、地産地消の推進など1次産業が持つ環境保全機能を維持・発揮する取り組みが進んでいる。

こうした取り組みを進め、質の高い環境の形成に資する産業活動を推進するためには、環境マネジメント活動に取り組む事業者の更なる増大、環境ビジネスの実態把握、1次産業が持つ環境保全機能の維持・発揮への取り組みの成熟の必要性、さらには、これらに対する支援のあり方といった課題がある。

こうした現状と課題を踏まえ、以下のテーマを設定して「環境と経済の好循環による質の高い環境の形成の推進」に取り組む。

- (1) 環境に配慮した産業活動の推進
- (2) 環境ビジネスの育成
- (3) 農林水産業における環境保全機能の維持・発揮

6. 環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用

現代の環境課題を解決し、持続可能な社会を築いていくためには、県民、事業者、民間団体（NPO）、大学・研究機関、学校といったすべての主体が環境の知的資産を活用して地域環境力を向上させ、協働して環境保全に取り組む必要がある。

地域環境力を向上させるための、環境の知的資産の収集、提供に関すること、環境研究に関すること、環境教育・環境学習に関すること。

石川県では、大学や研究所、NPO、事業者などにより環境研究や調査が進められており、また、石川県の豊かな自然環境を背景にした環境教育・環境学習が保育所、学校、地域で盛んに取り組まれている。こうした活動をはじめ、行政、大学、研究所等による環境モニタリン

グ情報や環境保全に関する生活の中の知恵や知識など多くの環境に関する知的資産が生み出されてきている。

しかしながら、これら環境の知的資産の多くはそれぞれの主体が個別に保有しており、共有されていない状態にあることから、環境の知的資産を集積し、共有し、環境研究や環境教育・環境学習などに地域全体で活用して新たな知的資産を生み出していく循環の仕組みを作っていくことが課題となっている。

こうした現状と課題を踏まえ、以下のテーマを設定して「環境に関する知的資産が集積され活用される地域づくりを進める」ことに取り組む。

- (1) 環境に関する知識等の収集、提供体制の整備
- (2) 環境研究の推進
- (3) すべてのライフステージにおける環境教育・環境学習の推進

(4) 「石川県生物多様性戦略ビジョン」の策定

石川県には、白山から加賀や能登半島の海岸にいたるまで、実にさまざまな環境があり、そこに多様な生きものが見られる。中でも県土の約6割を占める里山は、人の暮らしと深く関わる里海とともに身近な自然として存在し、農林水産物や県土の保全をはじめ、石川県独自の文化や伝統工芸など、多くの恵みをもたらしてきた。

里山には、森林や農地、草地、ため池などがモザイク状に存在しており、その複雑で変化に富んだ環境は、人の手が適度に加わることで維持され、私たちに多くの恵みをもたらす豊かな生物多様性の基盤となっている。

石川県の生物多様性を保全していくうえで、里山里海は特に重要な意義を持っている。里山里海を持続可能な形で積極的に利用保全していくための取り組みが今求められている。こうした視点に立って平成23年3月に策定されたのが、「石川県生物多様性戦略ビジョン」である。

人の手が適度に加わることで豊かな自然環境が維持されるという里山里海の本来的な特性を踏まえ、従来の希少野生生物の保護や生態系の保全のみならず、生業の創出につながる「里山里海における新たな価値の創造」などの重点戦略を柱に据えて幅広い分野で施策を展開し、「いのちあふれトキが舞う里山里海」を未来に継承し、自然と人とが共生する持続可能な社会の構築を目指している。

2. 環境部について

(1) 環境部の組織

石川県の環境関係行政組織は環境部に限らず農林水産部をはじめとして県の各部に渡っているが包括外部監査に当たっては環境部の施策に限って行った。環境部の組織は平成23年4月1日現在以下の通りである。



(2) 環境部予算の推移 (一般会計)

(単位: 千円)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
環境政策課	498,415	494,998	368,083	328,047	927,103	628,927
(うち一般財源)	473,137	451,141	345,334	304,337	310,249	329,297
職員費	202,728	244,930	159,548	156,280	160,351	181,468
投資的経費	95,979	42,148	22,836	19,570	513,646	148,715
一般行政経費	199,708	207,920	185,699	152,197	253,106	298,744
地球温暖化対策室			113,905	132,468	139,216	131,041
(うち一般財源)			105,064	129,848	137,046	128,871
職員費			73,985	75,798	87,901	83,618
投資的経費			15,712	12,500	12,500	12,500
一般行政経費			24,208	44,170	38,815	34,923
水環境創造課	2,134,434	1,696,054	1,800,134	1,518,828	1,280,267	1,085,363
(うち一般財源)	1,477,940	1,246,149	1,022,281	914,998	791,259	705,105
職員費	193,401	188,092	185,302	168,543	171,290	221,747
投資的経費	1,116,206	784,250	997,799	745,800	591,815	420,287
一般行政経費	824,827	723,712	617,033	604,485	517,162	443,329
廃棄物対策課	331,383	272,286	260,617	270,101	305,739	214,144
(うち一般財源)	300,395	241,343	230,139	234,589	272,947	179,074
職員費	245,251	205,933	210,503	184,040	187,942	149,454
投資的経費	30,000	10,000	10,000	43,065	67,312	27,493
一般行政経費	56,132	56,353	40,114	42,996	50,485	37,197
里山創成室						1,114,312
(うち一般財源)						98,612
職員費						82,792
投資的経費						0
一般行政経費						1,031,520
自然環境課	562,895	541,656	488,338	518,997	599,374	461,481
(うち一般財源)	501,672	426,650	424,025	451,483	442,745	401,667
職員費	284,366	275,069	275,880	284,966	276,008	257,970
投資的経費	69,348	69,855	17,972	19,934	102,405	47,385
一般行政経費	209,181	196,732	194,486	214,097	220,961	156,126
環境部計	3,527,127	3,004,994	3,031,077	2,768,441	3,251,699	3,635,268
(うち一般財源)	2,753,144	2,365,283	2,126,843	2,035,255	1,954,246	1,842,626
職員費	925,746	914,024	905,218	869,627	883,492	977,049
投資的経費	1,311,533	906,253	1,064,319	840,869	1,287,678	656,380
一般行政経費	1,289,848	1,184,717	1,061,540	1,057,945	1,080,529	2,001,839

※平成18年度、平成22年度は6月補正後予算(当初予算は準通年型予算)

3. 環境行政の監査対象事業(一般会計・流域下水道特別会計)

補助金

(単位：円)

番号	課名	事業名	H23年度決算額	交付先	監査結果 記載 ページ
1	環境政策課	環境意識啓発費補助金	2,400,000	里山里海満喫ウォーク開催委員会 他1者	
2	環境政策課	県民エコステーション事業費補助金	21,550,000	(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議	
3	環境政策課	休廃止鉱山坑排水処理事業費補助金	4,955,000	(公財)資源環境センター	
4	環境政策課	市町公共施設新エネルギー・省エネルギー設備整備費等補助金	76,576,300	金沢市 他5市町	
5	環境政策課	いしかわ事業者版省エネ化モデル事業費補助金	33,296,000	(株)ホテルゆのくに 他6者	
6	環境政策課	海岸漂着物重点海岸清掃事業費補助金	4,695,300	輪島市 他2市	23
7	環境政策課	エコリビング設備整備費補助金	9,489,700	住宅の省エネ化につながる施設等を施工し、購入し、または設置した者	
8	環境政策課	石綿健康被害救済基金負担金	13,720,000	(独法)環境再生保全機構	
9	地球温暖化対策室	地域版・学校版環境ISO普及促進費補助金	5,398,000	七尾市袖ヶ江公民館 他19者	
10	地球温暖化対策室	国際環境交流事業費補助金	1,000,000	(財)石川県建築住宅総合センター	
11	地球温暖化対策室	エコリビング設備整備費補助金	47,438,234	住宅の省エネ化につながる施設等を施工し、購入し、または設置した者	
12	水環境創造課	各種負担金	1,144,350	(社)日本下水道協会 他5者	
13	水環境創造課	生活排水処理施設整備普及促進費補助金	136,835,000	金沢市 他15市町	
14	水環境創造課	浄化槽普及推進費補助金	3,324,000	金沢市 他4市町	
15	水環境創造課	農業集落排水事業費補助金	237,269,000	金沢市 他7市町	21
16	水環境創造課	日本下水道事業団補助金	3,848,000	日本下水道事業団	
17	廃棄物対策課	リサイクル推進費補助金	2,740,000	エコへるキャンペーン実行委員会	
18	廃棄物対策課	RDF製造施設整備費補助金	12,371,000	輪島市穴水町環境衛生施設組合	
19	廃棄物対策課	石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合補助金	2,528,000	石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合	27
20	廃棄物対策課	RDF広域化推進費補助金	15,122,000	能登町	
21	里山創成室	里山生物多様性保全再生モデル事業費負担金	1,280,000	石川の里山生物多様性保全再生事業推進協議会	
22	里山創成室	「国連生物多様性の10年」国際キックオフイベント開催費負担金	28,000,000	国連生物多様性の10年国際キックオフイベント開催委員会	
23	里山創成室	里山づくり推進協議会事業費補助金	8,000,000	いしかわ里山づくり推進協議会	
25	里山創成室	里山の森づくりボランティア推進事業費補助金	3,651,000	分校地区史跡保存会 他12者	
26	里山創成室	世界農業遺産保全・活用検討費補助金	1,600,000	世界農業遺産活用実行委員会	

補助金

(単位：円)

番号	課名	事業名	H23年度決算額	交付先	監査結果 記載 ページ
27	里山創成室	世界農業遺産魅力発信事業費補助金	6,900,000	世界農業遺産活用実行委員会	
28	自然環境課	各種負担金	1,475,000	石川県白山自動車利用適正化連絡協議会 他3者	
29	自然環境課	国定公園等環境整備事業費補助金	8,280,000	加賀市 他1町	39
計			694,885,884		

委託料

(単位:円)

番号	課名	事業名	H23年度決算額	交付先	監査結果 記載 ページ
1	環境政策課	環境情報交流サイト運営委託料	1,522,500	中外テクノス(株)北陸営業所	45
2	環境政策課	広報委託料	2,805,000	(株)ラジオかなざわ 他1者	48
3	環境政策課	海岸漂着物対策推進事業委託料	112,776,756	七尾市 他8市町	
4	環境政策課	微量PCB汚染廃電気機器等調査委託料	8,405,670	(財)北陸電気保安協会 石川支部 他1者	
5	環境政策課	PCB分析業務委託料	1,785,000	(株)エオネックス	
6	環境政策課	PCB廃棄物処理委託料	10,369,250	日本環境安全事業(株)北海道事業所	
7	環境政策課	PCB廃棄物運搬委託料	3,255,000	北海道日立物流サービス(株)	31
8	環境政策課	大気汚染監視網保守管理委託料	23,306,000	(株)石川金剛 他1者	
9	環境政策課	航空機騒音測定機保守管理委託料	3,320,730	轟産業(株)	
10	地球温暖化対策室	エコチケットによる温暖化防止活動支援事業委託料	2,000,000	(社)いしかわ環境パートナーシップ 県民会議	
11	地球温暖化対策室	エコギフトによる頑張る学校・地域支援事業委託料	3,700,000	(社)いしかわ環境パートナーシップ 県民会議	
12	地球温暖化対策室	いしかわ住まいのエコ性能評価書マニュアル策定委託料	4,462,500	学校法人 金沢工業大学産学連携機構 他1者	
13	地球温暖化対策室	エコ住宅改修モデル設計事業委託料	2,782,500	(株)ヒューマンネット	
14	地球温暖化対策室	企業エコ化促進事業委託料	4,980,000	(社)いしかわ環境パートナーシップ 県民会議 他1者	41
15	地球温暖化対策室	省エネ・節電アクションプラン推進方策検討委託料	2,835,000	アルスコンサルタンツ(株)	
16	水環境創造課	地盤沈下等調査委託料	7,337,300	(株)国土開発センター 他2者	
17	水環境創造課	地下水保全対策委託料	3,393,700	アルスコンサルタンツ(株) 他1者	19
18	水環境創造課	水質調査委託料	19,425,000	(株)環境公害研究センター 他3者	
19	水環境創造課	調査設計委託料 (水質浄化実用化実験調査業務 他)	9,995,000	(株)日水コン 名古屋支所 他1者	
20	水環境創造課	メタン排出抑制新技術研究事業委託料	6,972,000	(財)下水道新技術推進機構	
21	水環境創造課	調査設計委託料(加賀沿岸流域下水道 梯川処理区)	46,547,550	(株)日水コン 名古屋支所 他1者	
22	水環境創造課	維持管理委託料(加賀沿岸流域下水道 梯川処理区)	359,919,530	(財)石川県下水道公社	62
23	水環境創造課	調査設計委託料(加賀沿岸流域下水道 大聖寺川処理区)	15,507,450	日本水工設計(株)名古屋支社 他1者	
24	水環境創造課	維持管理委託料(加賀沿岸流域下水道 大聖寺川処理区)	218,324,060	(財)石川県下水道公社	62
25	水環境創造課	調査設計委託料 (犀川左岸流域下水道)	13,723,500	日本上下水道設計(株)北陸事務所 他2者	
26	水環境創造課	維持管理委託料 (犀川左岸流域下水道)	432,454,698	(財)石川県下水道公社 他1者	62

委託料

(単位:円)

番号	課名	事業名	H23年度決算額	交付先	監査結果 記載 ページ
27	廃棄物対策課	廃棄物排出実態調査委託料	1,669,500	(財)日本環境衛生センター	25
28	里山創成室	里山里海ミュージアム創造支援事業委託料	1,800,000	(特)やすらぎの里金蔵学校 他1者	
29	里山創成室	トキが舞う里山づくりが'作'成事業委託料	1,797,600	(株)環境公害研究センター	
30	里山創成室	里山の恵み等を学ぶ新たな環境学習推進事業委託料	1,750,000	(社)いしかわ環境パートナーシップ 県民会議	
31	里山創成室	もりの保育園推進事業委託料	1,200,000	(社)いしかわ環境パートナーシップ 県民会議	34
32	自然環境課	夕日寺健民自然園管理委託料	2,845,350	北造園(株) 他5者	
33	自然環境課	特定鳥獣保護管理計画推進委託料	2,912,155	石川県自然解説員研究会 他2者	
34	自然環境課	調査分析等委託料	1,951,000	(財)石川県県民ふれあい公社 他3者	
35	自然環境課	トキ分散飼育委託料	20,315,900	(財)石川県県民ふれあい公社 他2者	
36	自然環境課	キン放鳥事業委託料	2,130,000	(社)石川県猟友会	
37	自然環境課	いしかわ自然学校推進事業委託料	8,258,000	(社)いしかわ環境パートナーシップ 県民会議 他3者	
38	自然環境課	のと海洋ふれあいセンター管理委託料	23,231,000	(財)石川県県民ふれあい公社	
39	自然環境課	国定公園保護管理委託料	2,417,000	珠洲市 他9市町	
40	自然環境課	自然公園施設管理委託料	57,818,250	小路建設(株) 他23者	
41	自然環境課	工事委託料	3,493,000	(株)細川計画設計 他1者	
計			1,455,494,449		

貸付金

(単位:円)

番号	課名	事業名	H23年度決算額	交付先	監査結果 記載 ページ
1	里山創成室	里山創成ファンド 事業資金貸付金	1,000,000,000	(社)いしかわ環境パートナーシップ 県民会議	36
計			1,000,000,000		

直接執行

(単位:円)

番号	課名	事業名	H23年度決算額	監査結果 記載 ページ
1	環境政策課	環境管理企画費 (直接執行)	30,318,059	
2	環境政策課	公害防止費 (直接執行)	61,707,804	
3	地球温暖化対策室	環境管理企画費 (直接執行)	7,849,122	
4	水環境創造課	水環境創造費 (直接執行)	395,064,003	
5	水環境創造課	梯川処理区費 (直接執行)	202,788,537	
6	水環境創造課	大聖寺川処理区費 (直接執行)	362,465,033	
7	水環境創造課	犀川処理区費 (直接執行)	183,316,135	
8	水環境創造課	公債費(直接執行)	770,035,809	
9	廃棄物対策課	廃棄物指導費 (直接執行)	36,961,775	
10	里山創成室	里山創成費(直接執行)	6,569,619	
11	自然環境課	自然環境費(直接執行)	63,493,637	
12	白山自然保護センター	自然保護センター費 (直接執行)	12,602,777	58
計			2,133,172,310	

II 監査結果

<環境保全事業の監査>

1. 生活環境の保全

(1) 地下水保全対策委託料

番 号	17	所管課	水環境創造課				
名 称	地下水保全対策委託料						
事業目的・必要性	地下水の採取による地盤沈下、地下水位の異常低下、塩水化の恐れのある地域での生活環境に係る被害を防止する。						
事業内容	手取川扇状地域の地下水位及び地下水質の観測調査、地下水を多量に揚水する事業所に対する地下水使用合理化計画書の審査・指導業務						
県事業費 (千円)	H21		H22		H23		H24
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	3,500	3,487	3,487	3,235	3,458	3,394	3,458
財源	国庫						
	一財	3,500	3,487	3,487	3,235	3,458	3,458
	その他						
予定価格	積み上げによる		積み上げによる		積み上げによる		
契約方法	指名競争入札(8者×2件)						
委託先	アルスコンサルタンツ(株) ほか1社						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		(県出資額 千円		%出資)	
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 0人					
		県派遣職員 0人					
		県OB職員 0人 (うち非常勤職員 0人)					
財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり						
	ありの場合: (借受料 円/年)						
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合(ふるさと石川の環境を守り育てる条例)						
委託金額(23年度)の積算根拠	必要経費の積み上げによる						
委託事業の効果(目的達成)にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input type="checkbox"/> 行政経営シート(別紙)		<input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()			
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価		<input checked="" type="checkbox"/> その他(特になし)		()	
	評価結果	<input type="checkbox"/> 効果が高い		<input type="checkbox"/> 一定の成果がある		<input type="checkbox"/> 効果が低い	
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている						
	<input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない						
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・手取扇状地における地下水の状況を把握できた。 ・指導により地下水使用が合理化されて揚水量が減った。 					
事業の整理・見直し等の検討の有無	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 過去に見直し実施 (合理化指導頻度を見直した。)						

(監査結果)

①地下水使用合理化計画書の記載について（意見）

「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」により、地下水を採取している事業者に地下水使用の合理化に努めさせるだけでなく、年間の地下水採取量が 40 万 m³を超えた事業場に対しては、地下水使用合理化計画書の提出を義務付けている。こうした中には、事業場の設備投資計画や地下水使用方法によって、直ちに地下水使用の合理化を行うことが困難であり、結果的に合理化計画書に年次計画や節水量が記載されないケースがある。事業者に対して、可能な限り具体的な記載を行うよう指導していくことが必要であると思われる。

②審査結果のフォローアップについて（意見）

事業場に地下水使用合理化計画書の提出を通知する際、具体的な合理化計画の作成を促すため、県が前年度の合理化計画書を審査したときの改善案を提示している。事業場には、その内容を踏まえた計画の検討を行うことが望まれるが、合理化計画書に反映されていないケースも多く見受けられた。事業者に対して、県の改善案の検討状況を報告させるなどのフォローアップをしていくことが必要であると思われる。

(2) 農業集落排水事業費補助金

番 号	15		所管課	水環境創造課				
名 称	農業集落排水事業費補助金							
事業目的・必要性	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水汚泥を処理する施設の整備に対して助成を行い、農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全を図る。							
事業内容	農業振興地域内における汚水処理施設の整備、機能強化等に対する補助							
県事業費 (千円)	H21		H22		H23		H24	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	
	534,646	471,418	352,000	360,810	290,990	237,269	280,955	
	財源	国庫	471,418	352,000	360,810	290,990	237,269	280,955
		一財						
その他								
事業費総額	1,058,226	790,919	799,797	681,220	500,980	389,904	462,910	
補助率	(機能強化)国1/2 市町1/2、(診断策定)国10/10 ※県は間接補助事業として執行							
交付先	金沢市 ほかに7市町							
	県の出資	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (県出資額 千円 %出資)						
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 人 (うち非常勤職員 人)						
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)				
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合(農業振興地域整備計画)							
補助金額(23年度)の積算根拠	必要経費の積み上げによる							
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 申請・実績報告による確認 <input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	調査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> その他 ()						
補助事業の効果にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input type="checkbox"/> 行政経営シート(別紙) <input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()						
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価 <input checked="" type="checkbox"/> その他(特になし) ()						
	評価結果	<input type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 一定の成果がある <input type="checkbox"/> 効果が低い						
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない							
	理由	農業用排水の水質保全及び機能維持、農村生活環境の改善が図られた。						
補助事業の整理・見直し等の検討の有無	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 過去に見直し実施 (H16年度に「生活排水処理構想エリアマップ」として県構想を見直し、円滑に事業を行っている。)							

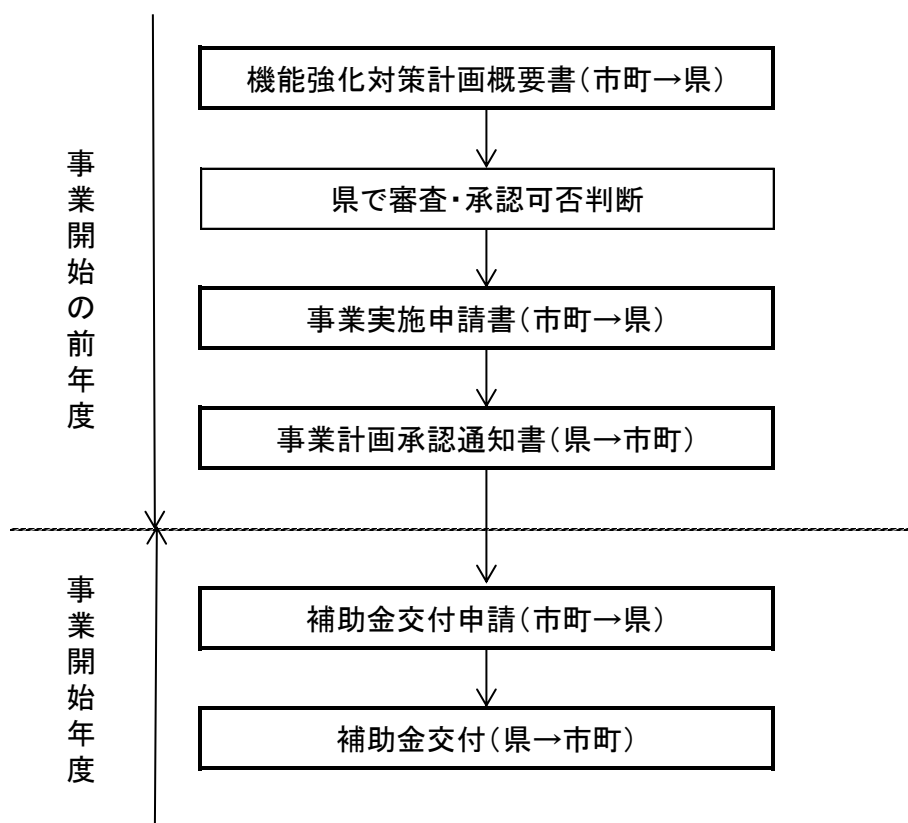
(監査結果)

補助金交付申請の手続きの明確化について（意見）

農業集落排水処理施設の機能強化事業については、補助金の交付申請のなされる前年度において、市町より「機能強化対策計画概要書」が石川県に提出され、石川県がこれを審査し、承認を可とする場合に市町より「事業実施申請書」が石川県に提出される。そして当該事業が承認され、事業開始の前年度に「事業承認通知書」が、石川県より市町に交付される（下図参照）。

そのうえで市町は、次年度、県へ補助金の交付申請をするという仕組みだが、前年度に以上の手続きを経たうえで申請がなされたことを、より明確にすることが望ましい。

農業集落排水処理施設の機能強化事業に関する手続きのフロー



2. 循環型社会の形成

(1) 海岸漂着物重点海岸清掃事業費補助金

番 号	6		所管課	環境政策課			
名 称	海岸漂着物重点海岸清掃事業費補助金						
事業目的・必要性	県内の海岸における良好な景観及び環境の保全を図る。						
事業内容	市町が管理する海岸区域において、市町が行う海岸漂着物の回収及び処理に要する経費に対する補助						
県事業費 (千円)	H21		H22		H23		H24
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	—	—	—	340	5,292	4,695	2,469
財源	国庫			340	5,292	4,695	2,469
	一財						
	その他						
事業費総額				340	5,292	4,695	2,469
補助率			国 10/10		国 10/10		国 10/10
交付先	輪島市 ほか2市						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (県出資額 千円 %出資)					
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 0人 県派遣職員 0人 県OB職員 0人 (うち非常勤職員 0人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)			
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合(地域グリーンニューディール基金実施要領 石川県海岸漂着物地域対策推進事業費補助金交付要綱)						
補助金額(23年度)の積算根拠	実績による						
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 申請・実績報告による確認 <input type="checkbox"/> 現地調査 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()					
	調査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()					
補助事業の効果にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input type="checkbox"/> 行政経営シート(別紙) <input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()					
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価 <input checked="" type="checkbox"/> その他(特になし) ()					
	評価結果	<input type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 一定の成果がある <input type="checkbox"/> 効果が低い					
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない						
	理由	県内の海岸漂着物を重点的に推進する区域での海岸漂着物等の回収・処理を実施し、海岸美化が図られた。					
補助事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()						

(監査結果)

①実績報告書の添付資料の不備について（意見）

七尾市、小松市とも民間業者に業務を委託しているが、実績報告書にその内容についての記載がない。

参考：石川県海岸漂着物地域対策推進事業費補助金交付要綱

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、市町は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ～省略～

(2) 補助事業の実施に係る契約の際は、市町は、各市町の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合については、例外的に随意契約に準じた手続によるものとし、各市町の財務規則等に基づき、契約するものとする。

民間事業者等が事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。

上記要綱より、市が委託することについては特に問題はなく、県は市が自らの財務規則等に従って委託を行っていることを前提に事を進めている次第である。

しかしながら、輪島市の実績報告書には、委託について資料が添付されている一方で、七尾市及び小松市については資料が添付されていないなど、検証記録の不足が見受けられる。

県としては、すべての実績報告について市が規定通りに行っているか、委託についての検証記録を添付しておく必要があると考える。

②作業箇所の写真について（意見）

申請時と実績報告時にいずれも現場の写真が添付されているが、不明瞭なものや作業前と作業後の状況がわかりづらいものがある。

写真撮影の目的は、現状からみて清掃が必要であることがわかることと、作業前と作業後の状況を比較することにより効果が現れたこと（清掃をしたことにより海岸がきれいになったこと）が明確にわかることである。

従って、これらについて申請時、実績報告時とも県が確認するときにわかるように撮影するよう要請すべきと考える。

(2) 廃棄物排出実態調査委託料

番 号	27		所管課	廃棄物対策課			
名 称	廃棄物排出実態調査委託料						
事業目的・必要性	「石川県環境総合計画」の目標達成に向け、計画の実施状況を把握するとともに、次期廃棄物処理計画策定のための基礎資料とする。						
事業内容	県内の700事業所を対象に事業系廃棄物の排出状況など項目をアンケート及び行政報告により調査						
県事業費 (千円)	H21		H22		H23		H24
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	1,785	1,764	5,468	5,093	1,785	1,670	1,739
	財源						
	国庫						
	一財	1,785	1,764	5,468	5,093	1,785	1,670
	その他						
予定価格	1,764		5,093		1,670		
契約方法	随意契約(1者)						
委託先	(財)日本環境衛生センター						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (県出資額 千円 %出資)					
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 0人 県派遣職員 0人 県OB職員 0人 (うち非常勤職員 0人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)			
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合(条例第21条第6項)						
委託金額(23年度)の積算根拠	積み上げによる						
委託事業の効果(目的達成)にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input type="checkbox"/> 行政経営シート(別紙) <input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価 <input checked="" type="checkbox"/> その他(特になし)			
	評価結果	<input type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 一定の成果がある <input type="checkbox"/> 効果が低い					
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない 理由 (石川県環境総合計画に掲げる目標に対する進捗状況の点検が可能であり、産業廃棄物の適正処理の確保に資する基礎資料を得る。)						
事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()						

(監査結果)

業者選定方法の検討について（意見）

入札による業者選定の可能性を検討すべきと考える。

この調査は毎年行っており、大規模な調査が5年に1度あり、残りの4年間は小規模な調査となっている。

平成22年度の大規模調査では、規定通りに8者による指名競争入札が行われており、問題はない。

平成23年度の小規模調査では、随意契約を行っている。平成23年度の小規模調査は継続調査であり、大規模調査を行った者が連続して小規模調査を行わないと継続性が途切れることから、調査結果の正確性に問題が生じる可能性があるとのことである。

規定では、小規模調査についても原則としては指名競争入札であり、特別の理由によって特例として随意契約が可能とされている。

今後、他県の状況、当該調査の受託実績等を調査するなど、入札による業者選定の可能性について検討すべきと考える。

(3) 石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合補助金

番 号	19	所管課	廃棄物対策課				
名 称	石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合補助金						
事業目的・必要性	能登地域RDF化計画として石川北部地区によるダイオキシンの削減対策及び熱エネルギーの有効活用を図る。						
事業内容	各構成団体が製造するごみ固化燃料を焼却する施設等との調整及び管理運営を行うRDF組合の運営費に対して一部助成。						
県事業費 (千円)	H21		H22		H23		H24
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	—	—	2,391	2,365	2,523	2,528	2,527
財源	国庫						
	一財		2,391	2,365	2,523	2,528	2,527
	その他						
事業費総額			4,782	4,730	5,046	5,056	5,055
補助率			県1/2、組合1/2		県1/2、組合1/2		県1/2、組合1/2
交付先	石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (県出資額 千円 %出資)					
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 0人 県派遣職員 0人 県OB職員 1人 (うち非常勤職員 0人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)			
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合(県と石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合との覚書)						
補助金額(23年度)の積算根拠	積み上げによる						
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 申請・実績報告による確認 <input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	調査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> その他 ()					
補助事業の効果にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input type="checkbox"/> 行政経営シート(別紙) <input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()					
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (特になし)					
	評価結果	<input type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 一定の成果がある <input type="checkbox"/> 効果が低い					
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない						
	理由	(ごみ固化燃料を焼却する施設等の設置及び管理運営を行う組合の各構成団体との円滑な調整を図った。)					
補助事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()						

(石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合設立の背景)

近代科学の産物といえる多種多様な化学物質が引き起こす環境への影響が問題となっている。この有害化学物質は跡を絶たない。特に有機塩素化合物である、後に述べる PCB もそうである。ダイオキシンも有機塩素化合物の一種である。ごみの焼却、農薬の製造過程等で発生し、削減対策は困難を極め広く環境を汚染しており、石川県でもその処理に取り組んできた。

RDF とは Refuse Derived Fuel (廃棄物からできた燃料) の略称である。

ダイオキシン類の一扫を目指して、高エネルギー化された RDF を広域的に受入れ、高温焼却・連続運転を行うとともに、各種の除去方策により、万全のダイオキシン類対策を講じているものである。

家庭や事業所から出るごみのうち、リサイクルされなかった紙、布、木、プラスチックなどの可燃物を、破碎・乾燥・選別・成型し燃料化したもので、褐炭に近い熱エネルギーをもっており、電気や蒸気を発生させるための熱源として、有効利用することができる。また、固形化されているため、運搬や取り扱いも容易である。

厚生省は、平成 9 年にダイオキシン類発生防止等ガイドラインを策定し、ごみ焼却施設に係るダイオキシンの排出規制を行い、自治体に焼却施設の大規模化、広域化を図ることを要請する等、その削減対策を進めていた。

当時、河北以北の能登地区から排出されるごみは、9ブロックの焼却施設において処理されていたが、ダイオキシンの排出防止対策には、焼却炉の処理能力が最低でも日量 100t 以上で、安定的に 24 時間連続運転を行える焼却施設が必要であった。

個々の市町村では、平成 14 年 12 月から厳しくなるダイオキシンの基準に対応することが困難な状況であったことと、生ゴミのままでの運搬は悪臭等の問題があること等から、能登地区全体のダイオキシン対策及び自治体廃棄物処理の広域化、適正処理を目的として、ごみ処理広域計画 (RDF 化構想) を策定した。

9ブロックの焼却施設を5つの広域処理ブロックに取りまとめ、各ブロックに「ごみ固形燃料化施設」を建設・稼働させ、製造された固形燃料 (RDF) を 24 市町村 (現在 12 市町) で構成する「石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合」で処理することとし、RDF 焼却時に発生する熱エネルギーを利用した発電や焼却溶融した焼却灰の再利用等、資源の再利用にも取り組むこととした。

(監査結果)

石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合補助金について（意見）

前述の通り、ごみ処理の広域化にはダイオキシン類の発生抑制や資源の再利用等のメリットがある一方で、これまで各自治体で行われていたゴミ処理を広域化するためには石川県が様々な関与をせざるを得ず、組合設立時（平成12年度）から10年間に渡り、県職員2名を組合に派遣し支援を行っていた。

石川県は、輪島市と穴水町のRDF化参入により、予定していたすべての自治体のRDF化が完了する10年目を、派遣について見直す時期と考えていた。

しかし、輪島市と穴水町のRDF化参入が延期されたため、石川県職員の派遣を、石川県退職職員の再雇用という形での事務局長の斡旋と、その人件費の1/2相当額である本補助金に切り替え、平成22年度から3年間支援を継続することとした。

石川県がリーダーシップを取って市町をまとめるために、組合に対し人的・財政的支援を行うことについては理解でき、特に問題もない。

しかし、輪島市・穴水町の参入が完了し、広域処理体制も軌道に乗ったと思われるので、退職職員の再雇用という形を取っている以上、今後、本補助金の継続については、県民の十分な理解を得られるよう努力が必要であると思われる。

石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合

構成組合	構成自治体
河北郡市広域事務組合	かほく市
	津幡町
	内灘町
七尾鹿島広域圏事務組合	七尾市
	中能登町
羽咋郡市広域圏事務組合	羽咋市
	志賀町
	宝達志水町
奥能登クリーン組合	珠洲市
	能登町
輪島市穴水町環境衛生施設組合	輪島市
	穴水町

年度別 RDF 搬入量 (単位 : t)

年度	合計
H14	1,973.35
H15	38,404.42
H16	38,666.96
H17	38,012.58
H18	37,805.55
H19	37,334.79
H20	35,301.37
H21	34,571.10
H22	34,012.16
H23	34,778.69

年度別発電・売電量 (単位 : kWh)

年度	発電量	売電量
H14	2,399,170	1,770,470
H15	38,778,070	25,885,670
H16	41,733,199	27,951,750
H17	39,717,080	26,139,850
H18	39,162,710	25,877,650
H19	37,268,100	24,205,980
H20	35,451,110	22,833,600
H21	33,810,840	21,504,370
H22	34,792,040	21,959,770
H23	35,098,260	22,651,980

(4) PCB 廃棄物運搬委託料

番 号	7		所管課	環境政策課			
名 称	PCB廃棄物運搬委託料						
事業目的・必要性	石川県手取川水道事務所保管PCB廃棄物の適正処理を行うため						
事業内容	PCB廃棄物の適正処理を行うための収集運搬業務委託料						
県事業費 (千円)	H21		H22		H23		H24
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	0	0	0	0	6,500	3,255	0
財源	国庫						
	一財	0	0	0	0	6,500	3,255
	その他						
予定価格	-		-		3,465		-
契約方法	随意契約(見積もり合わせ1者)						
委託先	北海道日立物流サービス(株)						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		(県出資額 千円		%出資)	
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 0人 県派遣職員 0人 県OB職員 0人 (うち非常勤職員 人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無		<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)	
根拠規程	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ありの場合()						
委託金額(23年度)の積算根拠	必要経費から算出						
委託事業の効果(目的達成)にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input type="checkbox"/> 行政経営シート(別紙)		<input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()			
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価		<input checked="" type="checkbox"/> その他(特になし)		()	
	評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い		<input type="checkbox"/> 一定の成果がある		<input type="checkbox"/> 効果が低い	
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない						
	理由	PCB廃棄物の適正な収集運搬が実施された。					
事業の整理・見直し等の検討の有無	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 (平成23年度単年度事業)						

(PCB 廃棄物問題の背景)

ポリ塩化ビフェニル (PCB) は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、その毒性が社会問題化して昭和 47 年以降わが国ではその製造はされていない。PCB が大きく取り上げられる契機となった事件として、昭和 43 年に食用油の製造過程において熱媒体として使用された PCB が混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件がある。

世界的にも、PCB 使用地域から、全く使用していない地域への汚染拡大が報告された事を背景に、国際的な取り組みが始まり、残留性有害汚染物質に関するストックホルム条約が平成 16 年 5 月に発効している。

この条約では PCB に関し平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの適正な処分を求めており、我が国は平成 14 年 8 月にこの条約を締結している。

既に製造された PCB の処理に向けて、民間主導による PCB 処理施設設置の動きが幾度かあったが、施設の設置に関し住民の理解が得られなかったことから、ほぼ 30 年の長期にわたりほとんど処理が行われず、結果として保管が続いた。保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたことから、それらの確実かつ適正な処理を推進するため、平成 13 年 6 月 22 日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が公布され、同年 7 月 15 日より施行された。

法律の施行により、PCB 廃棄物を保管する事業者は、保管状況の届出のほか、平成 28 年 7 月までの処理が義務付けられていた。その義務を履行するためには、処理施設の早期整備が必要であることから、国も一定の関与を行い、日本環境安全事業株式会社に拠点的な処理施設を整備させ、処理にあたる仕組みを設けた。(なお現在は、平成 24 年 12 月の PCB 廃棄物特別措置法施行令改正により、処理期限は平成 39 年 3 月末に延長されている。)

(収集運搬の安全性確保)

PCB 廃棄物の収集運搬業者は、①密閉できることなど PCB の漏洩防止措置を講じた運搬容器を有すること、②運搬車等には応急措置設備、緊急時の連絡設備等が備え付けられていること、③業務に直接従事する者(運転者等)が PCB 等の性状、事故時の応急措置等の知識及び技能を有すること等の許可基準を満たす必要がある。また、PCB 廃棄物保管事業者が、自ら運搬を行う場合にあっても、PCB の漏洩防止措置を講じた運搬容器に収納して運搬することが必要である。環境省は平成 16 年 3 月「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」を定めている。

(随意契約について)

随意契約は、地方自治法施行令や石川県財務規則により限度額を超えない場合、契約事務を迅速かつ効率的に処理するために認められている。

また、限度額を超える場合においても、その性質又は目的が競争入札に適さ

ない場合などは、随意契約ができることになっている。

(監査結果)

随意契約金額の妥当性に関する検討について（意見）

随意契約は理由書より問題はない。しかしながら、その委託料の金額の妥当性についての検討がなされたことが、書面で残されていない。

随意契約では比較する他の業者の見積り金額などが存在しないことから、特に契約先からの見積金額の妥当性を県自らが何らかの方法で検証し、心証を得たことで契約を当然に結んでいる事が推測されるのであるが、その記録が残されていない。

この契約は随意契約でも、一般に特命随契といわれるものであると考えられる。

この様な契約であっても、多様な方法により価格を検討し、金額の妥当性について心証を得られた上で契約を締結したことを書面として残す必要があるのではないかと考える。

3. 自然と人との共生

(1) もりの保育園推進事業委託料

番 号	31		所管課	里山創成室			
名 称	もりの保育園推進事業委託料						
事業目的・必要性	里山を活用した自然環境教育の普及						
事業内容	保育所・幼稚園児の団体を対象にしたモデルプログラムの普及						
県事業費 (千円)	H21		H22		H23		H24
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	900	900	1,200	1,200	1,200	1,200	2,000
財源	国庫						
	一財						
	その他	900	900	1,200	1,200	1,200	2,000
	森林環境基金繰入金						
予定価格	積み上げによる		積み上げによる		積み上げによる		
契約方法	随意契約(1者)						
委託先	(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	(県出資額 千円		%出資)	
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 2人 県派遣職員 2人 県OB職員 3人 (うち非常勤職員 3人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり					
		ありの場合: (借受料 円/年)					
根拠規程	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ありの場合()						
委託金額(23年度)の積算根拠	必要経費から算出						
委託事業の効果(目的達成)にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input checked="" type="checkbox"/> 行政経営シート(別紙)		<input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()			
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価		<input type="checkbox"/> その他 ()			
	評価結果	<input type="checkbox"/> 効果が高い		<input checked="" type="checkbox"/> 一定の成果がある		<input type="checkbox"/> 効果が低い	
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない						
	理由	参加をきっかけに活動を継続する園があるなど、自然環境教育の普及啓発につながっている					
事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()						

(監査結果)

事業の効果測定について（意見）

本事業は、多くの子供たちに里山の自然を体感する機会を与えることを目的として、県内の自然公園にて自然体験行事を行うものである。参加する保育所や幼稚園は公募しており、平成 23 年度は 58 団体から希望があり、26 回計画された(悪天候で 3 回中止)。体験行事は平成 20 年度に作成された「もりの保育園モデルプログラム」に基づいて行われている。また、開催されたうちの 2 回は、他園の保育士や幼稚園教諭の参加を募り、一緒に体験してもらうことにより、園が独自に自然体験活動を行うためのスキルを身につけてもらうための場としても活用している。

本事業の事業費は年間 120 万円と小さいものであり、この事業単独で効果を期待するのは難しい。また、子供たちが自然と触れ合う機会を提供する事業であることから、反対意見が出る性質のものではなく、公募すれば応募が多数集まるものと思われる。このため、事業の継続に対する判断が見落とされがちな事業であると考えられる。まだ事業開始から 3 年なので難しいと思われるが、5 年程度経過した時点から、当事業での体験に基づき保育所や幼稚園が独自に自然体験行事を行っている事例を捕捉し、その数の推移を見て事業の効果測定に役立てることが望まれる。

(2) 社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議

貸借対照表総括表
平成24年3月31日現在

(単位：円)

科 目	合 計	一 般 会 計	いしかわ自然学校 特別会計	いしかわeco 基金特別会計	里山創成ファンド 特別会計	内部取引消去
I 資産の部						
1. 流動資産						
現金・預金	3,476,211	1,001,465	1,928,004		546,742	
未収金	5,584,086	5,759,134	397,000			△ 572,048
流動資産合計	9,060,297	6,760,599	2,325,004	0	546,742	△ 572,048
2. 固定資産						
(1) 基本財産						
基本財産合計	0	0	0	0	0	0
(2) 特定資産						
環境保全活動積立資産	400,000,000	400,000,000				
環境フェア積立資産	1,200,000	1,200,000				
いしかわeco基金積立資産	2,389,523			2,389,523		
いしかわエコチケット引当資産	3,748,584			3,748,584		
里山創成ファンド資産	5,300,000,000				5,300,000,000	
特定資産合計	5,707,338,107	401,200,000	0	6,138,107	5,300,000,000	0
(3) その他固定資産						
出資金	50,000	50,000				
その他固定資産合計	50,000	50,000	0	0	0	0
固定資産合計	5,707,388,107	401,250,000	0	6,138,107	5,300,000,000	0
資産合計	5,716,448,404	408,010,599	2,325,004	6,138,107	5,300,546,742	△ 572,048
II 負債の部						
1. 流動負債						
短期借入金	1,400,000,000	400,000,000	0	0	1,000,000,000	0
金融機関短期借入金	1,400,000,000	400,000,000	0	0	1,000,000,000	0
未払金	8,263,284	6,075,894	2,285,658		473,780	△ 572,048
前受金	20,000	20,000				
預り金	642,117	602,771	39,346			
里山創成活動費積立金	72,962				72,962	
流動負債合計	1,408,998,363	406,698,665	2,325,004	0	1,000,546,742	△ 572,048
2. 固定負債						
長期借入金	4,300,000,000	0	0	0	4,300,000,000	0
金融機関長期借入金	4,300,000,000	0	0	0	4,300,000,000	0
エコチケット引当金	3,748,584			3,748,584		
固定負債合計	4,303,748,584	0	0	3,748,584	4,300,000,000	0
負債合計	5,712,746,947	406,698,665	2,325,004	3,748,584	5,300,546,742	△ 572,048
III 正味財産の部						
指定正味財産	0					
一般正味財産	3,701,457	1,311,934	0	2,389,523	0	0
正味財産合計	3,701,457	1,311,934	0	2,389,523	0	0
負債及び正味財産合計	5,716,448,404	408,010,599	2,325,004	6,138,107	5,300,546,742	△ 572,048

(概要)

①所在地 金沢市鞍月 2 丁目 1 番地

②沿革

県民、環境保全に係る民間団体、事業者、そして行政がネットワークを結びながら環境保全活動を展開するため、平成 9 年 5 月に任意団体として発足した。平成 13 年 4 月に環境保全の情報提供や発信、交流の拠点として県民エコステーションが開設されるとともに、環境保全活動の活性化を推進し、支援体制の基盤強化を図るため、社団法人化した。

また、多彩な自然体験を通して自然と共生できる人を育てる「いしかわ自然学校」事務局も併設された。

県民会議は、その後、平成 14 年 7 月「石川県地球温暖化防止活動推進センター」に指定され、同年 10 月「グリーン購入いしかわネットワーク」の立ち上げ、また平成 16 年 10 月には「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づく「環境施策協働推進センター」に指定され、活動の輪を広げてきた。

平成 19 年 12 月には、「いしかわ事業者版環境 ISO 登録制度」に基づく審査機関に指定された。

③事業概要

社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議は、21 世紀の「いしかわの環境」を支える活動・交流・情報の拠点として、ホームページや機関紙などを通じた情報の発信、「いしかわ環境フェア」などでの普及啓発、県民環境講座での研修や環境保全活動団体への助成を主体に活動を行っており、多数の企業や団体が会員となって運営されている。

〔 会員数 (平成 24 年 3 月末現在)
正会員 : 48 団体 賛助会員 (団体) : 162 賛助会員 (個人) 226 名 〕

・いしかわ自然学校事業

石川県をはじめとした行政、NPO、民間事業者などが広くネットワークをくみ、県下各地の自然施設を活用した自然体験プログラムを提供する広域ネットワーク型の自然学校の運営を行う。

・いしかわ eco 基金事業

いしかわ家庭版環境 ISO 登録者を対象に、省エネ活動に応じてエコチケットを交付し、エコ活動等の拡大や登録の普及拡大を図る。

・いしかわ里山創成ファンド事業

平成 23 年 5 月に石川県と地元金融機関で創設した基金 (総額 53 億円) の運用益等を活用した生業創出、里山里海地域の振興、多様な主体の参画

による里山保全活動の推進、里山里海の恵みの大切さについての普及啓発等を行うことで、元気な里山里海地域の創成を図る。

(監査結果)

社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議のあり方について（意見）

同会議には現在短期貸付として、石川県より 14 億円の貸付がなされている。うち 10 億円は、いしかわ里山創成ファンド資金（いしかわ里山創成ファンド事業貸付金契約書による。無利子である。）として、4 億円は、もともと平成 2 年に石川県環境保全基金条例により運用されていた資金である。いずれも単年度貸付として年度末には同会議が金融機関より借り入れて、石川県に一時的に返済をしている。なお、この 14 億円は石川県債で運用されている。

また、長期貸付として、地元金融機関から里山創成ファンドとして 43 億円を借り入れている。

現在同会議は特例民法法人であり、同会議では公益社団法人への移行について申請の予定である。移行後は、負債が 50 億円以上である法人は、会計監査人の設置が義務付けられているところであるが、適切に対応する必要がある。

なお、里山創成ファンドは、里山里海の資源を活用したビジネスや生業の創出、里山里海地域の振興、里山保全活動の推進など取り組みが多岐にわたり、これらの推進は容易なことではないが、ファンドの資金を有効に活用するためにも、事業者への確実なフォローアップが望まれる。

(3) 国定公園等環境整備事業費補助金

番 号	29		所管課	自然環境課					
名 称	国定公園等環境整備事業費補助金								
事業目的・必要性	老朽化が目立つ施設の安全確保や快適性の保持のための改修・再整備に対する補助								
事業内容	国定公園等の施設整備に対する補助								
県事業費 (千円)	H21		H22		H23		H24		
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算		
	1,440	1,440	8,010	7,098	10,305	8,280	9,615		
	財源	国庫	1,440	1,440	8,010	7,098	10,305	8,280	9,615
		一財							
その他									
事業費総額	3,200	3,200	17,800	15,824	22,900	19,488	21,367		
補助率	国45/100 市町55/100								
交付先	加賀市 ほか1町								
県の出資	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (県出資額 千円 %出資)								
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 人 (うち非常勤職員 人)							
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ありの場合: (借受料 円/年)							
	根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合(石川県国定公園等環境整備事業補助金交付要綱)							
補助金額(23年度)の積算根拠	交付申請書・実績報告書により算出								
補助金の使用の適否に係る調査方法及び調査結果	調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 申請・実績報告による確認 <input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	調査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> その他 ()							
補助事業の効果にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input type="checkbox"/> 行政経営シート(別紙) <input type="checkbox"/> 指標・数値目標 () <input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価 <input checked="" type="checkbox"/> その他(特になし)							
	評価結果	<input type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 一定の成果がある <input type="checkbox"/> 効果が低い							
事業の成果・費用対効果	<input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない 理由 (施設の安全性の確保や快適性の向上が図られた。)								
補助事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()								

(監査結果)

作業箇所の写真について（意見）

志賀町、加賀市とも申請時と実績報告時にいずれも現場の写真が添付されているが、不明瞭なものや作業前後の効果がわかりづらいものがある。

写真撮影の目的は、現状からみて環境の整備（修繕）が必要であることがわかることであるが、志賀町の場合は、作業前の写真からはどこが不具合で修繕すべきなのか不明である。写真を見た者がわかるように現場の写真を撮影し、その現状を文言と写真で説明するという本来の趣旨通りにすべきであると考え

る。

また、写真により作業前と作業後の状況を比較することにより効果が表れたことが明確にわかることが必要である。

加賀市の場合では、この事業のそもそもの要因は、数年前から陥没が発生したことによる危険性であり、この陥没を遠ざけて遊歩道のコースを変更することであった。

実績報告時の写真では、当該工事の完了状況は判明することから、実績報告として直ちに問題があるとはいえない。

しかしながら、この工事の目的は、陥没により現状の遊歩道が危険なので、その陥没を避けて遊歩道を別に設けることにある。

この点からすれば、完成した工事により、その危険の原因である陥没の状況と、その周囲がどのように危険が回避されたのかという点を、写真や文章で説明する必要があると考える。

4. 地球環境の保全

(1) 企業エコ化促進事業委託料

番号	14		所管課	地球温暖化対策室			
名称	企業エコ化促進事業委託料						
事業目的・必要性	環境と経済の両立を図り、環境を切り口に元気のある石川の企業の育成の推進						
事業内容	環境ビジネスの先駆的事例を紹介するなどのセミナーを開催						
県事業費 (千円)	H21		H22		H23		H24
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
			4,000	3,923	3,500	4,980	2,572
財源	国庫						
	一財		4,000	3,923	3,500	4,980	2,572
	その他						
予定価格			積み上げによる		積み上げによる		
契約方法	随意契約						
委託先	(社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議 ほか1者						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	(県出資額 千円		%出資)	
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 2人 県派遣職員 2人 県OB職員 3人 (うち非常勤職員 人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合: 別紙 (借受料 円/年)					
根拠規程	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ありの場合()						
委託金額(23年度)の積算根拠	前年度の実績						
委託事業の効果(目的達成)にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input checked="" type="checkbox"/> 行政経営シート(別紙) <input type="checkbox"/> 指標・数値目標 () <input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	評価結果	<input type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 一定の成果がある <input type="checkbox"/> 効果が低い					
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない 理由 (本セミナーへ多数の参加者がいたため。)						
事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()						

(監査結果)

収支精算書と積算内訳の不一致について（意見）

社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議提出の平成23年度企業エコ化促進事業委託業務実績報告書の収支精算書について、所管課で作成している企業エコ化促進事業委託事業費積算内訳と総額では一致しているが、科目別には大きな差異が生じている。

この差異の発生事由及び顛末について当該実績報告書に何ら記載はない。

(単位：円)

収支精算書		積算内訳	
委託費	1,262,205	委託料	1,210,000
印刷製本費	668,430	需用費	173,000
講師等謝金	287,000	報償費	1,090,000
通訳翻訳料	592,380		
講師等旅費	397,420	特別旅費	725,000
賃借料	248,700	使用料	200,000
会議費	13,865		
		役務費	72,000
合計	3,470,000	合計	3,470,000

この差異についての所管課の説明は以下のとおりである。

第1回のエコデザインに関するセミナーにおいて、受講者より、「エコデザインという概念が分かりにくいので、リーフレットのような具体的な例示があると良い」との意見を受け、今後の経費の執行状況を勘案しながら、石川県が行う「いしかわエコデザイン賞」の受賞者リーフレットを作成することについて委託者と協議していた。

その後、第2回の住宅の省エネ化をテーマとした国際シンポジウムにおいて共催者から講師謝金を得られたこともあり、エコデザインをテーマとしたセミナーに関する印刷物（上記の受賞者リーフレット）の作成に資金を充当し、普及啓発事業を最大限効果的に実施しようとしたものである。

委託事業者の当初予定以外の経費については、次の対策が施されるべきと考える。

1. 委託者の事前説明を文書化する。
2. 実績報告書の検査調書にこの事実を記載する。

また、契約について、当初の想定した仕様の内容を実施しない場合は、契約金額の変更の可否を検討し、その経緯を残すようにする必要がある。

5. 質の高い環境の形成に関する産業活動の推進

(1) 石川県環境部制度融資

環境保全資金融資制度（環境政策課）

融資対象者	1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体
融資対象事業	1 公害防止施設等の整備事業 ① 公害の発生防止に必要な施設の整備 ② 公害防止のための工場移転に伴う土地及び事業用施設の取得 ③ 土壌汚染対策法に基づく汚染の除去等の措置 ④ 吹き付けアスベストの飛散防止措置
	2 産業廃棄物の処理施設の整備事業
	3 循環型社会づくりのための施設整備事業 ① 産業廃棄物の再生利用、資源化施設の整備 ② 登録廃棄物再生事業者が設置する、廃棄物の再生利用、資源化施設及び保管施設の整備 ③ 地下水使用の合理化施設の整備 ④ 生活環境の保全のための緑地の整備
	4 地球環境保全のための施設整備事業 ① 脱特定フロン等型への設備の転換 ② フロン回収設備の整備
	5 ISO14001の導入事業
貸付限度額	5,000万円
期間	10年以内ただし上記5は5年以内

石川県地球温暖化対策支援融資制度（地球温暖化対策室）

融資対象者	環境マネジメント（ISO14001、エコアクション21、事業者版ISO）に取り組んでいる者であって、1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体
融資対象事業	① 自然エネルギーの導入施設の整備
	② エネルギー効率化施設の整備
	③ 施設の省エネルギー改修事業
	④ 屋上・壁面等の緑化事業
	⑤ その他、地球温暖化防止に資する施設整備事業
貸付限度額	5,000万円
期間	10年以内

石川県産業廃棄物処理施設整備資金融資制度（廃棄物対策課）

融資対象者	1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体
融資対象事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に規定する施設 1. 最終処分場（安定・管理型埋立処分場） 2. 焼却施設（原則として一定以上の処理能力のあるもの）
貸付限度額	最終処分場：5億円 焼却施設：1億円
期間	10年以内

（監査結果）

制度融資の利用促進について（意見）

事業者の公害防止施設、地球温暖化対策施設、産業廃棄物処理施設の整備等を推進するための融資制度であるが、近年、その利用が低迷している。その理由としては、環境保全のための施設の整備が、直接事業者の事業経営に利するところとならないためであるとされる。

融資制度の趣旨を広く周知し、利用促進を図るべきである。

6. 環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用
 (1) 環境情報交流サイト運営委託料

番号	1	所管課	環境政策課				
名称	環境情報交流サイト運営委託料						
事業目的・必要性	サイトの運営継続にはサイトの適切な保守管理が必要であるため						
事業内容	サイトの保守管理にかかる委託料						
県事業費 (千円)	H21		H22		H23		H24
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算
	1,434	1,426	1,523	1,523	1,523	1,523	1,523
財源	国庫						
	一財	1,434	1,426	1,523	1,523	1,523	1,523
	その他						
予定価格	1,434		1,523		1,523		1,523
契約方法	随意契約(見積もり合わせ1者)						
委託先	中外テクノス(株)北陸営業所						
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (県出資額 千円 %出資)					
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 0人 県派遣職員 0人 県OB職員 0人 (うち非常勤職員 人)					
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ありの場合: (借受料 円/年)					
根拠規程	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの場合(石川県環境総合計画)						
委託金額(23年度)の積算根拠	必要経費から算出						
委託事業の効果(目的達成)にかかる評価方法及び評価結果	評価方法	<input type="checkbox"/> 行政経営シート(別紙) <input type="checkbox"/> 指標・数値目標 ()					
		<input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価 <input checked="" type="checkbox"/> その他(特になし) ()					
	評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 一定の成果がある <input type="checkbox"/> 効果が低い					
事業の成果・費用対効果	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない						
	理由	平時及びサイトの事故時等においては、迅速かつ適切な対応により、適切な保守管理が行われているため。					
事業の整理・見直し等の検討の有無	<input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()						

(監査結果)

①資料の保存について（意見）

当該委託契約は随意契約である点について手続き上の問題はない。

しかしながら、開発当初の段階において開発とその後の保守点検を統合して検討した経緯を示す資料が保存されていない。

参考：随意契約選定理由書

～省略～ 本業務は、システム稼働後のシステム全体の総合的な管理運營業務であり、システム構成や管理ソフトの仕様等を熟知し総合的に総括・管理できる能力を持っており、システム障害発生時の障害箇所の特定、障害箇所の修復について迅速な対応が可能である必要がある。

このため、本業務を適切かつ確実に遂行できる者は、本システム構築業者の中外テクノス株式会社に限られる。

一般的に、システムを開発後導入すれば、その後必然的に保守管理点検が行われていく。

当該案件も平成 18 年度にシステムを構築し、平成 19 年度より運用されており、この時点から保守点検は行われている。

理由書によれば、開発者でなければ保守管理が不可能とのことであり、必然的に開発者がそのままその後の保守管理を無競争で受託できることとなる。

当該サイトの開発当初の段階では、その点も考慮して開発業者を選んだとのことであるが、文書保存期間の経過により当時の資料が保存されていない。

以後、同様の事業を実施するにあたっては、開発後の保守管理費用を踏まえて受託者を選定するとともに、文書保存期間にかかわらず関係資料を保存しておくべきことを推奨する。

②サイト利用状況の調査について（意見）

「いしかわ環境情報交流サイト」は、「石川県環境総合計画」（平成17年度から平成22年度まで）の一環として、大学、試験研究機関、学校、NPO、県民、事業者などが持っている環境に関する知識・知恵・情報・データを集積し、有効活用することで環境保全意識の向上や企業間・団体間交流を通じた環境連携活動の促進を図ることを目的として、平成18年度に構築され平成19年4月から運用が開始されている。

当該サイトは、運用開始から5年が経過しており、また、上記計画は終了し、次期計画への移行段階である。このような状況からも、利用状況の把握に努め、次期計画の策定と合わせて当該サイトを今後どのようにしていくのかを決定する必要がある。

環境政策課での調査結果は以下の通りである（各年度末時点の数字）。

	H19	H20	H21	H22	H23	累計
利用者登録数	111	134	170	179	189	
アクセス数	34,038	41,551	37,997	36,615	37,727	187,928

H23年度末でのその他の情報としては、みんなの情報掲載数:399件、コミュニティ:1件である。

上記の調査結果から、コミュニティ機能（利用者単位で専用ページが持てる。それを利用して活動の成果を発信し、環境活動のパートナー探しができる。）はほとんど利用されていないことが伺われるが、みんなの情報（各利用者が発信する環境保全に関する様々な情報。入力された情報は検索・閲覧できる。）の多寡や更なる利用促進のためにどのような取り組みが必要であるのかを判断するための基礎情報が十分ではないと言える。

従って、サイトの在り方の見直しにあたっては、サイトのプログラムの仕様等を勘案し、データの集計や利用者の声の確認等により、利用状況についての調査を行い、サイトの更なる利用促進につなげることを推奨する。

(2) 広報委託料

番 号	2		所管課	環境政策課				
名 称	広報委託料							
事業目的・必要性	環境問題にかかる情報提供、普及啓発を図るため							
事業内容	ラジオ放送実施にかかる委託料							
県事業費 (千円)	H21		H22		H23		H24	
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	
	4,005	3,803	3,605	3,597	2,805	2,805	2,805	
	財源	国庫						0
		一財	4,005	3,803	3,605	3,597	2,805	2,805
	その他						0	
予定価格	4,005		3,605		2,805		2,805	
契約方法	随意契約(1者見積もりあわせ)							
委託先	(株)ラジオかなざわ ほかに1者							
	県の出資	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (県出資額 千円 %出資)						
	派遣職員等	充て職(非常勤)の県職員 人 県派遣職員 人 県OB職員 人 (うち非常勤職員 人)						
	財産関係	県から借り受けている不動産・備品の有無 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		ありの場合: (借受料 円/年)				
根拠規程	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ありの場合()							
委託金額(23年度)の積算根拠	必要経費から算出							
委託事業の効果(目的達成)にかかる評価方法及び評価結果	評価方法 <input type="checkbox"/> 行政経営シート(別紙) <input type="checkbox"/> 指標・数値目標 () <input type="checkbox"/> 外部の評価委員による評価 <input checked="" type="checkbox"/> その他(特になし) ()							
	評価結果 <input type="checkbox"/> 効果が高い <input checked="" type="checkbox"/> 一定の成果がある <input type="checkbox"/> 効果が低い							
事業の成果・費用対効果	<input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が十分に得られている <input checked="" type="checkbox"/> 事業費に見合った効果がある程度得られている <input type="checkbox"/> 事業費に見合った効果が得られていない							
	理由	〔 広く県民に環境保全についての啓発を実施し、一定の意識浸透が図られた。 〕						
事業の整理・見直し等の検討の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直しを検討中 <input type="checkbox"/> 過去に見直し実施 ()							

(監査結果)

①番組構成について（意見）

この事業はコミュニティ放送局（(株)ラジオかなざわ、(株)ラジオななお）により環境地域情報を地域住民に提供するものであり、それ故、選定理由書に示す通り随意契約となっているものである。

このうち、(株)ラジオかなざわの随契理由（選定理由書）は以下の通りとなっている。

参考：(株)ラジオかなざわ選定理由書

コミュニティ放送局は、既設の県域放送に比べて放送エリアが小規模な分、より地域に密着した番組構成で、県民に役立つ情報を提供することができる媒体である。県では、～省略～、県民の理解・協力が不可欠であるため、地域に根ざしたコミュニティFMを活用し、時宜を得た情報を発信する。

(株)ラジオかなざわは、石川県の環境情報を提供する媒体として、県中央部を受信エリアとする唯一のコミュニティFM放送局であるので、(株)ラジオかなざわを契約の相手方とし、～省略～ 随意契約する。

「より地域に密着した番組構成」を行うことにより、地域密着型の環境地域情報を提供することで、地域に根ざした草の根からの環境意識向上を目的としたものであるならば、地域環境イベントの広報や地域住民向けの家庭における環境活動の啓発といった内容であるべきである。

しかしながら、実際の番組内容としては、一般的な県全体向け環境情報と言えるものが多数を占めており、こうした事業の執行は契約の本旨に反するばかりでなく、契約の正当性そのものにも疑念を生じさせかねない。今後はコミュニティ放送局ならではの番組構成とすべきと思われる。

②内容について（意見）

(株)ラジオななおについては、地域密着型の番組構成ではあるが、環境地域情報の提供といった事業趣旨に必ずしも適合していない。

(株)ラジオななおは、七尾市、中能登町の全域及び羽咋市、志賀町の一部を受信エリアとしているコミュニティFM放送局であり、番組内容は、「地球温暖化防止、リサイクル推進等の環境啓発に資する情報を簡潔に織り交ぜた内容のものとする。」とある。

しかしながら、番組内容は当該事業が環境部所管でありながら、七尾およびその近郊の環境分野とは関係の薄い地域情報が多数を占めており、それらは事業趣旨に合致していない。今後は、環境啓発に資する情報を十分に織り交ぜるべきと思われる。

(3) 石川県地球温暖化対策等推進基金（地域グリーンニューディール基金）

（事業の背景）

石川県では、環境省の地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受け、平成21年度に「石川県地球温暖化対策等推進基金」を造成し、公共施設の省エネ改修事業及び民間住宅の省エネ技術導入に対する支援などの地球温暖化防止事業や、市町が実施する不法投棄監視事業への支援、海岸漂着物対策事業、微量PCB汚染廃電気機器調査等に取り組んできた。

なお、この基金による事業は、平成23年度までの実施を予定していたが、東日本大震災の影響による海岸漂着物の処理を行うため、平成24年度も延長して実施している。

石川県の地域グリーンニューディール基金事業の状況は以下のようになっている。

（単位：千円）

事業費内訳	基金配分額
(1) 地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業	752,550
① 公共施設省エネ・グリーン化推進事業	669,592
② 民間施設省エネ・グリーン化推進事業	75,000
③ 地域環境整備支援事業	
④ 再生可能エネルギー利用促進事業	7,958
(2) 都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係事業	19,000
① アスベスト廃棄物処理施設整備事業	
② 不法投棄・散乱ゴミ監視等事業	19,000
③ 不法投棄残存事案支障状況等調査事業	
(3) PCB都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係事業	9,405
① 微量PCB混入廃電気機器等把握支援事業	9,405
② 微量PCB廃棄物処理施設整備事業	
(4) 海岸漂着物地域対策推進事業	186,139
海岸漂着物地域対策推進事業	186,139
合計	967,094

※石川県ホームページ掲載の「地域グリーンニューディール基金事業状況報告書(平成23年度)」を元に作成した。

(監査結果)

民間施設省エネ・グリーン化推進事業の割合について（意見）

公共施設事業の比率が高く民間施設事業の比率が低くなっている。この基金事業とは別に、県単独の民間施設事業としてエコリビング支援事業等を実施しているようであるが、地球温暖化対策は官民挙げて取り組むべき課題であり、今後一層、県の政策全体として、民間施設事業の支援、普及啓発に努めるべきと考える。

< 出先機関の監査 >

1. 石川県保健環境センター

(概要)

①所在地 石川県金沢市太陽が丘 1-11

②所管課 厚生政策課

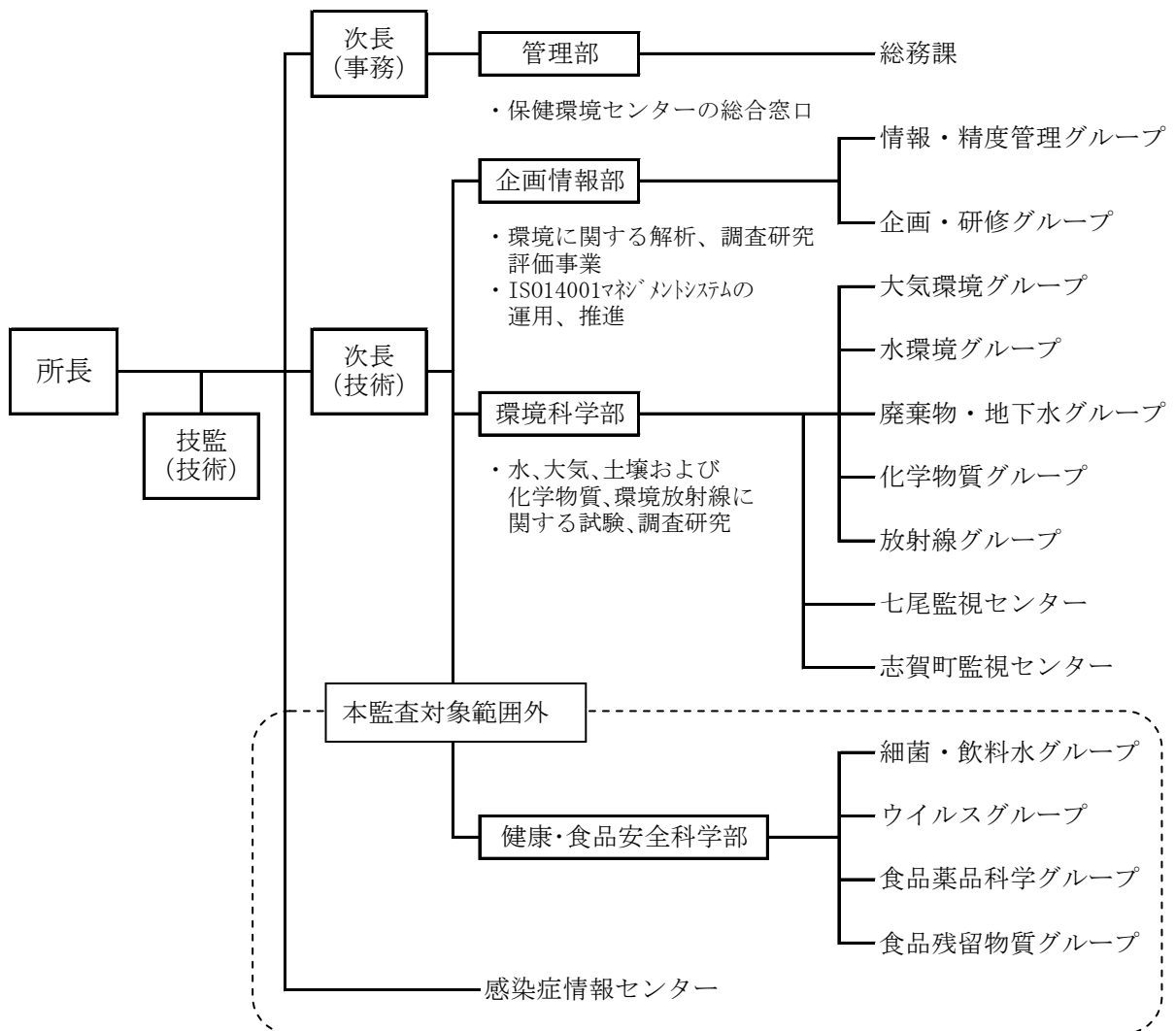
③設置目的

県民の健康と環境を守るため、健康危機、環境危機に係る調査・研究、試験検査を実施している。また、公衆衛生、感染症、食品・医薬品、環境・公害、環境放射線分野に係る調査・研究、試験検査や関係情報の収集・処理・解析を実施している。

④沿革

昭和 24 年	1 月	衛生研究所（金沢市広坂）
昭和 38 年	7 月	金沢市芳斉 2 丁目に新築移転
昭和 45 年	12 月	金沢市三馬 2 丁目に新築移転
昭和 46 年	10 月	衛生公害研究所と改名
昭和 48 年	12 月	大気監視センター設置に伴い、大気汚染、騒音、振動及び悪臭業務を同センターに移管
昭和 51 年	4 月	大気監視センターを統合
平正 4 年	4 月	保健環境センターと改称
平成 4 年	10 月	金沢市太陽が丘 1 丁目に新築移転
平成 12 年	2 月	特殊化学物質分析棟を増設

⑤組織図（平成23年4月1日現在）



※ 監査は、環境行政分のみを対象としている

(監査結果)

(1) 工作物の管理について (意見)

現物視察を行ったところ、センター案内板 (工作物) が 2 つあるが、うち大きい方の傷みがひどい。

早急に修理が必要と思われる。

(2) 備品管理の正確性について (指摘事項)

石川県保健環境センターでは、石川県財務規則に定められた備品台帳を作成している。備品台帳の正確性を検証するために、①備品台帳からサンプリングして現物と突合する、②逆に現物を指定して備品台帳と突合する、この 2 つの手続きを実施した。結果は下表に記載したとおりであり、いくつかの不備または不備に類するものが見つかった。

①備品台帳からサンプリングし現物と突合

(単位：千円)

	機器名	メーカー型番等	登録番号	取得年月日	金額	現物突合	備品シール
1	真空乾燥器	真空凍結乾燥器一式	13-5	H18. 3. 28	6, 279	OK	OK
2	オシダント動的校正装置	タレックモデル	11-3	H22. 9. 30	2, 100	OK	OK
3	ガスクロマトグラフ	GC-17AAMP	11-28	H4. 12. 1	3, 357	OK	※1
4	GPC 自動処理装置	フォスエレクトリックジャパン AP-512	11-1	H10. 3. 27	4, 788	OK	OK
5	排ガスモーター	島津 CGT-7000	11-1	H12. 2. 15	3, 255	OK	OK
6	タイプライター	日本 IBM82C895	7-3	S49. 3. 26	243	OK	※2
7	炭酸ガス培養浮卵器	ヤマト IT-63	21-1	H4. 11. 25	782	OK	※1
8	固相抽出用定流量ポンプ	ウォーターズ 日本ミリオア	25-1	H5. 3. 30	391	OK	OK
9	恒温水槽	ヤマト BK400	11-5	H15. 11. 28	179	OK	OK
10	タイターテックマルチレクター	フロウ社製	11-1	S53. 5. 26	343	OK	OK

※1 備品シールは貼付されていたが登録番号が消えていて確認できなかった。

※2 このタイプライターは昭和 49 年取得のものであり現在使用されておらず、今後とも使用見込はない。本来は廃棄されているべきものである。

②現物を指定し備品台帳と突合

(単位：千円)

	機器名	メーカー型番等	登録番号	取得年月日	金額	台帳突合
1	通風乾燥器	ヤマト DNF-64	21-10	H7. 7. 19	375	OK
2	電気浮卵器	ヤマト IS-62	21-13	H4. 11. 25	195	※3
3	電気浮卵器	ヤマト IS-82	21-16	H4. 11. 25	675	OK
4	ガス 콧 그래프	島津 GC-7AG	11-15	S57. 7. 31	4, 150	OK
5	水銀測定装置	平沼産業 HG-200	11-1	H4. 11. 25	1, 466	※4
6	ドラフトチャンパー	ダルトン DF-11MT2X	11-5	H11. 3. 23	2, 599	OK

※3 備品シール作成時に誤って 21-13 を 2 つ作っていた。正しくは 21-14 である。

※4 平成 15 年 11 月 21 日に廃棄手続きを踏んで、台帳上は廃棄処理されているが、現物は存在し使用されている。

新しい機器が故障した場合の緊急用として保管しておく場合は、機器の機能および用途が残存しており、台帳からの廃棄手続きは不要である。部品のみを交換用として利用する場合は、財務規則取扱要綱（物品関係）の 10 に、備品から消耗品への分類替えすることが認められている。

廃棄手続きの理由を明確にし、管理していくことが必要である。

合計 16 点のサンプリングで 5 点の不備または不備に類するものが検出された。より適切な備品管理が必要である。

(3) 備品の管理方法について（意見）

石川県財務規則では、書面による備品台帳の作成が規定されている。しかし、書面の台帳はコンピューター利用の台帳と比較すると、検索性や一覧性に劣るといふ短所がある。当センターのような非常に多数の備品を所有している部門では、紙の備品台帳で正確に管理するにはたいへん多くの手間を要する。コンピューター利用ならば、場所別リスト、年度別リストなどが容易に作成でき、管理に要する手間を大幅に削減することが可能であり、検討が望まれる。

(4) 特殊勤務手当実績簿の管理について（意見）

石川県保健環境センターでは有毒薬物等取扱作業手当が支給されており、この特殊勤務手当は、対象となる特殊な勤務に従事した日ごとに 230 円支給される。

勤務実績は、特殊勤務手当実績簿で管理することになっているが、後日まとめて記載されることがあり、勤務従事日が誤っていることがあった。誤りのないよう遅滞なく記載すべきである。

(5) 毒劇物管理について（意見）

毒劇物は、毒劇物等管理システムにてコンピューター管理され、「毒劇物等及び特定化学物質等管理手順」に従い適正に処理されている。しかし、長期に滞留し動きがない毒劇物のリストが、直ちにリストアップされるようになっていない。

石川県保健環境センターは、試験検査機関として多くの毒劇物を所有しているが、その中には、長期に使用されることなく保管されているものがあることが予想される。その物品を継続して保管するか廃棄するかは、当然毎年検討されるべき棚卸の手続きである。それがシステムで直ちにリスト化されなければ、コンピューター管理の重要な一点を欠くことになる。次回ソフトウェア変更時にはぜひ検討すべきであると思われる。

(6) 開発ソフトウェアの賃貸借契約について（意見）

ソフトウェアには著作権と所有権があり、著作権は開発者が所有することが法的に認められている。契約書第 16 条第 3 項（次頁参照）には、「石川県（甲）の要請があったときは、情報資産（情報、情報システム及びネットワーク）を甲へ返却しなければならない」と記載されているが、返却しなければならない情報資産のうち、「情報システム」「ネットワーク」とは、そもそも乙の知的財産ではないのか。

なお、契約書には無償で返却するとは記載されていない。また、知的財産権に関する条項はあっても著作権の帰属等の記述がない。法律関係を明確にしておくことは、紛争時に備えることになり大切なことと考える。

参考：石川県大気環境監視システム機器等の賃貸借に関する契約書

石川県（以下「甲」という。）とグリーンブルー株式会社（以下「乙」という。）との間に、乙の所有に係る動産を賃貸借するにつき、次の通り契約を締結する。

（賃貸借物件等）

第2条 乙は、甲に乙の所有に係る石川県大気環境監視システム機器等（以下「システム機器等」という。）の物件を使用させるものとする。

2 次条に定める賃貸借期間の途中において、システム機器等の新たな設置又は機種の変更等が生じた場合は、別に変更契約を締結するものとする。

（システム機器等の返還及び情報資産の返却又は廃棄）

第16条 契約期間終了のときは、甲はシステム機器等を契約期間終了時の状態で返還できるものとする。このとき、乙は速やかにシステム機器等を撤去し、撤去した機器に含まれる情報、ソフト資産等は復元不可能の状態にするものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 前項にかかわらず、甲が引き続きシステム機器等を必要とする場合は、甲乙協議の上契約を更新できるものとする。

3 乙は、本契約終了後又は甲の要請があったときは、本契約に関する情報資産（情報、情報システム及びネットワークをいう。以下同じ。）を甲へ返却しなければならない。

4 乙は、甲の了解を得て情報システムを構成する機器類を廃棄するときは、情報漏えいがないよう厳重なる注意をもって廃棄しなければならない。

（知的財産権の保護）

第19条 乙は、システム機器等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれているときは、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。この場合において、乙は、当該契約等の内容について事前に甲の承諾を得ることとし、甲は既存著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

2 本契約の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じたときは、当該紛争の原因が甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任及び負担において一切を処理するものとする。この場合、甲は、当該紛争等の事実を知ったときは乙に通知し、乙は必要な範囲で訴訟上の防衛措置を甲のために講じなければならない。

2. 白山自然保護センター

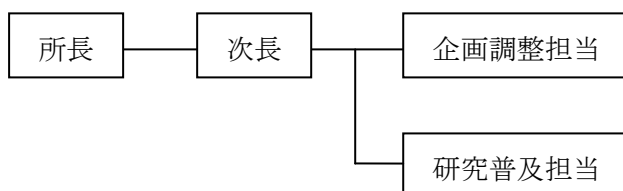
(概要)

①所在地 白山市木滑ヌ4

②設立 昭和48年7月(昭和58年現在地に移転)

③設立目的 白山地域の自然環境の保護及び自然との調和のとれた利用を図る

④組織図(平成23年4月1日現在)



⑤施設

中宮展示館	展示、国立公園利用者案内等
ブナオ山観察舎	野生動物観察
市ノ瀬ビジターセンター	登山指導、自然観察指導等
白山国立公園センター	国立公園利用者案内等

⑥業務概要

(1)保護・管理

白山国立公園、白山一里野県立自然公園等を中心とした地域の適正な保護管理に関すること。

- ・ 企画調整・許認可業務
「自然公園法」等に係る許認可業務、自然公園の計画等
- ・ 自然環境の保護と利用者指導
関係市・団体に対する自然保護及び自然公園事業の指導、自然公園利用者の指導
- ・ 施設等の整備
白山国立公園及び当センター諸施設等の整備

(2) 自然公園施設管理（委託）

- | | |
|--------------|---|
| （財）白山観光協会 | 室堂施設、中部白山登山道等管理 |
| （財）白山市地域振興公社 | 南竜ヶ馬場施設、市ノ瀬野営場、
別当出合園地、白山国立公園センター、
中宮温泉野営場、南部白山登山道等管理 |
| 環白山保護利用管理協会 | 北部白山登山道等管理 |

(3) 調査研究

白山地域の自然環境の保護と自然との調和のとれた利用を促進するために必要な、動物・植物・地質・人文の各分野の基礎的、応用的な調査研究を行うとともに、調査研究によって得られた情報を自然保護の普及活動に活用。

(4) 普及啓発

白山全体を自然教育の場としてとらえ、広く県民に白山の自然について関心と理解を深め、併せて自然保護思想を高めるために、中宮展示館、市ノ瀬ビジターセンター、ブナオ山観察舎などでの自然解説や自然観察会の開催のほか、各種の普及活動の実施。

<ガイドウォーク>

- ・ 中宮展示館・市ノ瀬ビジターセンター
(5月～10月の土・日・祝日を中心)
- ・ 白山自然ガイドボランティアが協力

<ミニ観察会>

- ・ ブナオ山観察舎

<普及用出版物等>

- ・ 普及誌「はくさん」
- ・ 白山の自然誌
- ・ 研究報告
- ・ ホームページによる情報発信
イベント情報、施設案内、登山情報、自然情報

- <いしかわ自然学校> H23
- ・ 県民白山講座 3回
 - ・ 白山まるごと体験教室 8回
 - ・ 白山麓里山・奥山ワーキング 4回

<白山自然ガイドボランティア>

登録者 84 人（平成 23 年度 40 人養成）、中宮展示館・市ノ瀬ビジターセンターにおいて土・日・祝日を中心に自然ガイド等を実施

施設の利用者数

(単位：人)

年 度 別	H18	H19	H20	H21	H22	H23
中宮展示館(*)	28,327	25,407	25,853	25,371	17,838	25,069
白山山観察舎	1,984	2,124	2,137	2,194	1,566	1,613
市ノ瀬ビジターセンター	15,410	19,043	20,130	20,499	18,813	18,757

* 中宮温泉ビジターセンター H24.5 リニューアルオープン

(監査結果)

(1) 備品管理の正確性について (指摘事項)

備品台帳には毎年棚卸を行った旨の記載がある。しかし、備品シールが貼ってないもの、貼ってあるが字が消えている物が散見される。備品シールは見えやすい場所に貼付し、見えにくい物は貼り直し適正に処置する必要がある。

また、文部科学省より高山植物研究機材として借り受けている 5 点の物品について、借受品 (受寄品) 出納簿により借受品として管理しているが、備品台帳等にも重複記載され、県の所有物品としても管理されていた。

備品の管理を適正に行う必要がある。

(2) 公有財産 (工作物) の管理について (指摘事項)

公有財産台帳に工作物として登録されているもの 32 点のうち、白山自然保護センター本庁舎にある 29 点について、現物が実在することを確認した。その結果、次のものが存在しなかった。

財産番号	種目	名称	数量	価格	取得年月日	備考
0001	かまど及び炉	焼却炉	1 個	0 円	S58. 5. 27	価格は建物に含む

焼却炉は建設当初はあったが現在はないということなので、廃棄手続きを行い台帳から削除すべきである。

第4章 環境行政に関する出資団体（概要及び監査結果）

1. 財団法人 石川県下水道公社

貸借対照表

平成24年3月31日現在

（単位：円）

科 目	平成23年度	平成22年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	9,196,322	59,108,603	△ 49,912,281
未収金	186,223,803	134,851,134	51,372,669
流動資産合計	195,420,125	193,959,737	1,460,388
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	30,000,000	30,000,000	0
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0
固定資産合計	30,000,000	30,000,000	0
資 産 合 計	225,420,125	223,959,737	1,460,388
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	195,136,900	193,296,870	1,840,030
預り金	270,601	650,422	△ 379,821
流動負債合計	195,407,501	193,947,292	1,460,209
負 債 合 計	195,407,501	193,947,292	1,460,209
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
出捐金	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産合計	30,000,000	30,000,000	0
（うち基本財産への充当額）	(30,000,000)	(30,000,000)	0
2 一般正味財産	12,624	12,445	179
正味財産合計	30,012,624	30,012,445	179
負債及び正味財産合計	225,420,125	223,959,737	1,460,388

正味財産増減計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：円)

科 目	平成23年度	平成22年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	12,179	30,116	△ 17,937
② 事業収入			
梯川処理区維持管理業務受託収入	359,919,530	313,765,523	46,154,007
大聖寺川処理区維持管理業務受託収入	218,324,060	225,280,756	△ 6,956,696
犀川左岸処理区維持管理業務受託収入	364,281,506	365,645,861	△ 1,364,355
経常収益計	942,537,275	904,722,256	37,815,019
(2) 経常費用			
① 事業費			
流域下水道維持管理業務受託事業費			
梯川処理区維持管理業務受託事業費	349,996,080	290,660,805	59,335,275
大聖寺川処理区維持管理業務受託事業費	212,338,979	207,572,206	4,766,773
犀川左岸処理区維持管理業務受託事業費	349,179,255	330,456,767	18,722,488
事務局管理費	31,010,782	76,002,362	△ 44,991,580
普及啓発事業費	12,000	20,000	△ 8,000
経常費用計	942,537,096	904,712,140	37,824,956
当期経常増減額	179	10,116	△ 9,937
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	
当期経常外増減額	0	0	
当期一般正味財産増減額	179	10,116	△ 9,937
一般正味財産期首残高	12,445	2,329	10,116
一般正味財産期末残高	12,624	12,445	179
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0
III 正味財産期末残高	30,012,624	30,012,445	179

(概要)

①所在地

- ・事務局 金沢市下安原町東 1301 番地
- ・大聖寺管理事務所 加賀市大聖寺畑町ろ 8 番地 1
- ・翠ヶ丘管理事務所 能美市山口町ト 75 番地
- ・犀川左岸管理事務所 金沢市下安原町東 1301 番地

②所管課 水環境創造課

③事業概要

石川県では昭和 58 年度から、複数の市町の下水を広域的に集め、一括に処理する流域下水道事業に着手し、現在、加賀沿岸流域下水道（大聖寺川処理区、梯川処理区）、犀川左岸流域下水道で事業を実施している。

このうち、梯川処理区は平成元年、犀川左岸処理区では平成 6 年、大聖寺川処理区は平成 7 年に供用を開始した。

この流域下水道の施設を維持管理するため、昭和 63 年 11 月、石川県及び関係 10 市町が出資し、財団法人石川県下水道公社が設立された。

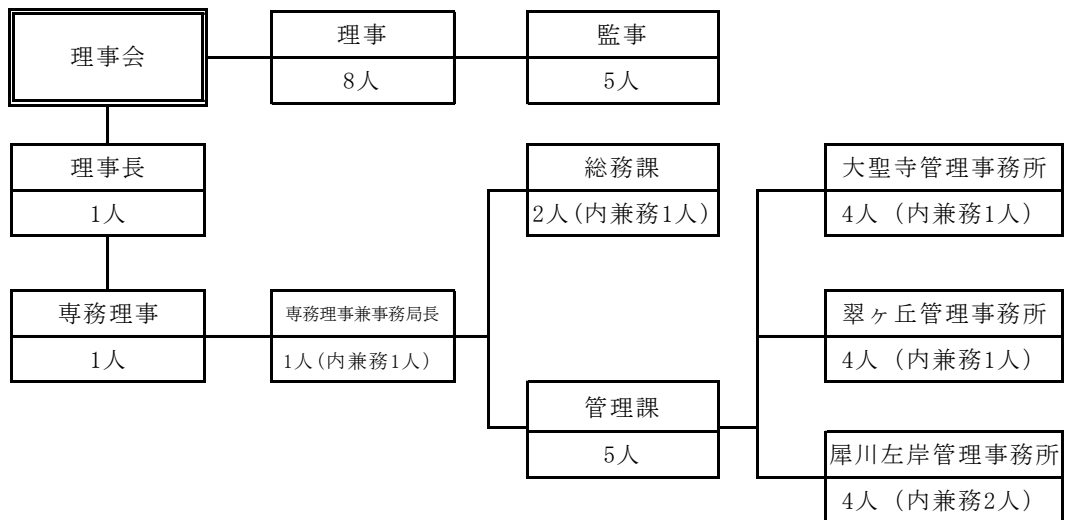
下水道公社の主な業務・目的は、流域下水道の幹線管渠及び終末処理施設の維持管理を県から受託しているほか、市町に対する下水道の技術的援助や下水道に関する調査研究及び普及啓発活動を行い、県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的としている。

- ・下水道の維持管理業務の受託に関すること。
- ・市町に対する下水道の技術的援助に関すること。
- ・下水道の調査研究に関すること。
- ・住民に対する下水道の普及啓発活動に関すること。
- ・県及び市町の下水道担当職員の研修に関すること。
- ・下水汚泥に関すること。

(平成24年3月末現在)

処理区域		加賀沿岸流域下水道 (大聖寺川処理区)	加賀沿岸流域下水道 (梯川処理区)	犀川左岸流域下水道 (犀川左岸処理区)
関係市町		加賀市(一部)	小松市(一部) 能美市 白山市(一部)	金沢市(一部) 野々市市 白山市(一部)
浄化センター		大聖寺川浄化センター (加賀市大聖寺畑町)	翠ヶ丘浄化センター (能美市山口町)	犀川左岸浄化センター (金沢市下安原町)
全体計画	目標年度	平成42年度	平成32年度	平成37年度
	処理人口	44,140人	84,900人	130,000人
	処理能力	30,200m ³ /日	50,000m ³ /日	76,200m ³ /日
現処理能力		18,375m ³ /日	43,000m ³ /日	68,800m ³ /日

④組織 (平成23年4月1日現在)



なお、財団法人石川県下水道公社は、平成 26 年 4 月公益財団法人への移行を目指している。

(監査結果)

(1) 借受物品の管理について (指摘事項)

下水道公社では石川県と県有物品無償貸借契約書 (以下「貸借契約」という。) を締結し、物品の管理を行っている。

貸借契約では次のように規定されている。

(貸付物件の保全義務等)

第 8 条 乙 (下水道公社) は、善良なる管理者の注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

現在、下水道公社では借受物品の管理について、一部 (重要物品についてはすべて) 県の台帳によっており、自らの台帳の作成を行っていない。借受物品の維持保全の基本として、下水道公社においても借受品出納簿の作成が当然なされるべきであると考ええる。

また、物品を廃棄する場合等に際しては、例え下水道公社にその権限がなくても、下水道公社内で借受物品の移動があるわけであるから、その証拠書類 (受渡を確認する書類等) をぜひ備えておくべきである。

重要物品の管理状況を確認したところ、同一の物品で、下水道公社の資料で確認できた廃棄時期と県の廃棄書類で確認できた時期が異なるものがあった。この他、県財務規則取扱要綱の改正に伴い、備品として取り扱わなくなったにもかかわらず、台帳から削除されないままになっているものがあった。

上記の貸借契約の主旨を踏まえ借受品出納簿を作成し定期的に点検を行うなど、適正な管理が必要である。

(2) 会計規程の改訂について (意見)

下水道公社会計規程に使用していない帳票等が記載されており、改訂の必要がある。

(3) 退職給付引当金の未計上について (指摘事項)

石川県からの派遣職員について、退職金は下水道公社では支給されない。下水道公社独自の職員のみ支給される。当該職員の退職金支払に備えて中小企業退職金共済に加入しているが、退職金の要支給額に対して十分でない。

従って、その不足分は下水道公社の負担として退職給付引当金を計上する

ことが必要である。

(4) 性能発注に基づく業務評価について（意見）

下水道公社は石川県から委託を受け、3つの下水道施設の維持管理業務を実施している。その実施内容は、下水道公社が県の指定管理者として受託され、受託を受けた業務を他の業者に委託して行わせているという状況である。

各センターの維持管理については数年前から性能発注方式に変更し、委託内容も広く深く行うようになってきている。

「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」（国土交通省都市・地域整備局下水道部 平成13年4月23日）によれば、性能発注による民間委託と仕様発注による民間委託を比較すれば以下のようなになる。

項目	性能発注	仕様発注
①民間企業の役割	運転主体者	地方公共団体の補助者
②委託業務の範囲	包括的委託	限定的委託
③契約年数	複数年度	単年度
④委託業務遂行における自由度	大きな自由度	限定的
⑤責任分担	明確に規定	契約書上は協議等で代替
⑥維持管理効率化に向けたインセンティブ	働きやすい	働きにくい

上記ガイドライン「6）運転・維持管理業務の遂行状況の監視・評価に関する事項」には、以下の記載がある。

委託者は、下水道管理者として下水処理サービスの質を確保するため、受託者が行う運転・維持管理業務の遂行状況を監視、評価すること。

具体的には、受託者が作成する日報、月報、年報の定期的な報告書を委託者が確認、評価を行うこと。さらに、委託者による施設の巡回監視及び定期的な（例えば、毎月1回程度）業務監査を実施することを基本とし、受託者の業務遂行状況を監視するために、随時、立ち入りを行う権限を有するものとする。

ヒアリングによれば、性能発注方式の導入により、受託先が責任を持って業務を行うようになってきており、その結果、効率性も上がってきているとのことである。

しかしながら、委託者である下水道公社と受託者との間での共通の目指すべき効率性に対しての指標（目標）を作成し、具体的な効率性の向上を検証する必要があると思われる。

一案であるが、効率性を測定するためには、単位当たりの消費電力が基準となると思われるが、他の要因としては、流入時と放流時の水質差（どれだけきれいにしたか）、水量（多くなれば効率が良くなるというスケールメリットがある）などを加味して総合的に判定していく必要があると思われる。

そのような指標を組み合わせて効率性の目標を設定し、時系列、季節ごとの比較、また、センターごとの比較と分析を行って効率性を判定し、その目標を基に改善していくことが公社の使命（存在意義）かと考える。

(5) 見学による下水道の普及啓発活動について（意見）

平成 23 年度の見学者数を前年度と比較すると、犀川左岸は消化ガス発電設備の新設により増加しているが、翠ヶ丘、大聖寺川は小学生の見学が主であり、見学当日の悪天候により中止され減少している。

今後は、生徒や先生にアンケート等により要望を聞き、次回以降の改善や試みを話し合うなどの対応が望まれる。また、犀川左岸は野々市市の小学校の見学を働きかけることも試みてはどうか。いずれにしても、公社の事業目的に下水道事業の普及啓発活動もあることから、見学者の増加に努める必要があると思われる。

過去 3 年間の見学者数 (単位：人)

	H21 年度	H22 年度	H23 年度
犀川左岸	96	31	159
翠ヶ丘	702	692	605
大聖寺川	156	233	101

(6) 水質試験委託業務について（意見）

下水道公社は、処理水を放流する際に、水質の検査を維持管理受託者が日々行う自主検査と、年 4 回の計量証明機関の検査により水質の分析を行っているが、そのうち 1 回は同日、同時刻に採水し比較すべきである。

犀川左岸浄化センターの調査結果 (H23. 11. 2)

	当該水質試験計量 証明書	維持管理受託者 水質月報
水素イオン濃度 (ph)	6.9	7.0
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	3.3	2.2
浮遊物質 (mg/l)	5.6	4
大腸菌群数 (個/cm ³)	11	5

大聖寺川浄化センターの調査結果 (H23.11.2)

	当該水質試験計量 証明書	維持管理受託者 水質月報
水素イオン濃度(ph)	7.2	7.2
生物化学的酸素要求量(mg/l)	4	0.5
浮遊物質(mg/l)	1 未満	1
大腸菌群数(個/cm ³)	1 未満	20

計量証明機関による客観的な調査結果と分析報告がなされていることから、これを活用する積極的な姿勢が望まれる。

活用方法として、まずは、維持管理受託者の試験数値と比較することである。つまり、同日、同時刻で同水のサンプルを収集し、検査結果を比較検討するようにする。それが、下水道公社の維持管理受託者への監視、評価活動の一環であり、牽制につながる効果があると考えられる。

また、計量証明機関からの計量証明書や維持管理受託者からの報告書を下水道公社で解析することで、水質の管理目標値の遵守につなげていくことも必要かと考える。

なお、以下の2点について修正が必要である。

犀川左岸浄化センターの水質試験計量証明書の大腸菌群数の単位及び浮遊物質量の報告下限値について

(ア) 大腸菌群数 (mg/l → 個/cm³)

(イ) 浮遊物質量の報告下限値 (小数点以下第1位 → 整数)

(7) 流域下水道施設情報管理更新データ委託業務

委託先が作業するための書類の貸付について (意見)

本件委託業務のデータの更新に必要な書類は、機密性の高いものであり、貸付に当たっては、借用日、返却日、受領欄のあるものにより、貸付を行い、委託業務完了後は貸付書類の返却の確認を行うことが必要である。

参考 指摘事項及び意見の一覧

本報告書において記載した指摘事項及び意見について、一覧できるよう表形式で記載する。

第3章 監査行政に関する補助金等

区分	項目	頁数
環境保全事業 の監査 1. 生活環境の 保全	(1) 地下水保全対策委託料 ①地下水使用合理化計画書の記載について（意見） ②審査結果のフォローアップについて（意見）	19
	(2) 農業集落排水事業費補助金 補助金交付申請の手続きの明確化について（意見）	21
2. 循環型社会 の形成	(1) 海岸漂着物重点海岸清掃事業費補助金 ①実績報告書の添付資料の不備について（意見） ②作業箇所の写真について（意見）	23
	(2) 廃棄物排出実態調査委託料 業者選定方法の検討について（意見）	25
	(3) 石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合補助金 石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合補助金について（意見）	27
	(4) PCB 廃棄物運搬委託料 随意契約金額の妥当性に関する検討について（意見）	31
3. 自然と人との 共生	(1) もりの保育園推進事業委託料 事業の効果測定について（意見）	34
	(2) 社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議 社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議のあり方について（意見）	36
	(3) 国定公園等環境整備事業費補助金 作業箇所の写真について（意見）	39
4. 地球環境の 保全	(1) 企業エコ化促進事業委託料 収支精算書と積算内訳の不一致について（意見）	41
5. 質の高い環 境の形成に関 する産業活動 の推進	(1) 石川県環境部制度融資 制度融資の利用促進について（意見）	43

6. 環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用	(1) 環境情報交流サイト運営委託料 ①資料の保存について（意見） ②サイト利用状況の調査について（意見）	45
	(2) 広報委託料 ①番組構成について（意見） ②内容について（意見）	48
	(3) 石川県地球温暖化対策等推進基金（地域グリーンニューディール基金） 民間施設省エネ・グリーン化推進事業の割合について（意見）	50
出先機関の監査 1. 石川県保健環境センター	(1) 工作物の管理について（意見）	54
	(2) 備品管理の正確性について（指摘事項）	54
	(3) 備品の管理方法について（意見）	55
	(4) 特殊勤務手当実績簿の管理について（意見）	55
	(5) 毒劇物管理について（意見）	56
	(6) 開発ソフトウェアの賃貸借契約について（意見）	56
2. 白山自然保護センター	(1) 備品管理の正確性について（指摘事項）	61
	(2) 公有財産（工作物）の管理について（指摘事項）	61

第4章 環境行政に関する出資団体

1. 財団法人 石川県下水道 公社	(1) 借受物品の管理について（指摘事項）	66
	(2) 会計規程の改訂について（意見）	66
	(3) 退職給付引当金の未計上について（指摘事項）	66
	(4) 性能発注に基づく業務評価について（意見）	67
	(5) 見学による下水道の普及啓発活動について（意見）	68
	(6) 水質試験委託業務について（意見）	68
	(7) 流域下水道施設情報管理更新データ委託業務 委託先が作業するための書類の貸付について（意見）	69